

刈谷市都市計画マスタープラン（案）

刈 谷 市

< 目 次 >

第1章 基本的事項	1
1 - 1 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
1 - 2 計画期間及び計画区域	1
1 - 3 都市計画マスタープラン策定に向けた視点	2
1 - 4 まちづくりの視点	3
第2章 まちづくりの現況と課題	5
2 - 1 都市の現状	5
2 - 1 - 1 都市の概況	5
2 - 1 - 2 都市の構造特性と動向分析	6
2 - 2 まちづくりの課題	11
第3章 全体構想	13
3 - 1 都市づくりの理念と目標の設定	13
3 - 1 - 1 都市づくりの理念	13
3 - 1 - 2 将来都市像と都市づくりの目標	15
3 - 1 - 3 都市づくりの目標から施策の展開方針	17
3 - 1 - 4 将来都市フレーム	23
3 - 2 将来の都市構造	24
3 - 2 - 1 将来都市構造の考え方	24
3 - 2 - 2 発展の軸となる都市軸	26
3 - 2 - 3 都市の核となる拠点	28
3 - 2 - 4 土地利用のゾーニング	29
3 - 2 - 5 目指すべき都市構造	31
3 - 3 都市整備の方針	33
3 - 3 - 1 土地利用の方針	33
3 - 3 - 2 都市交通の整備方針	39
3 - 3 - 3 公園・緑地の整備方針	44
3 - 3 - 4 市街地整備の方針	47
3 - 3 - 5 自然環境の保全の方針	49
3 - 3 - 6 都市防災の方針	51
3 - 3 - 7 都市景観の方針	53
3 - 3 - 8 その他都市施設整備の方針	54
3 - 3 - 9 市民参加・協働の方針	57
第4章 地域別構想	59
4 - 1 地域別構想の基本的事項	59
4 - 1 - 1 地域区分の設定	59
4 - 2 地域別まちづくり方針	60
4 - 2 - 1 北部地域	60
4 - 2 - 2 中部地域	64
4 - 2 - 3 南部地域	68
4 - 2 - 4 中心市街地地区	73
参考資料：用語解説	75

第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープラン策定の趣旨

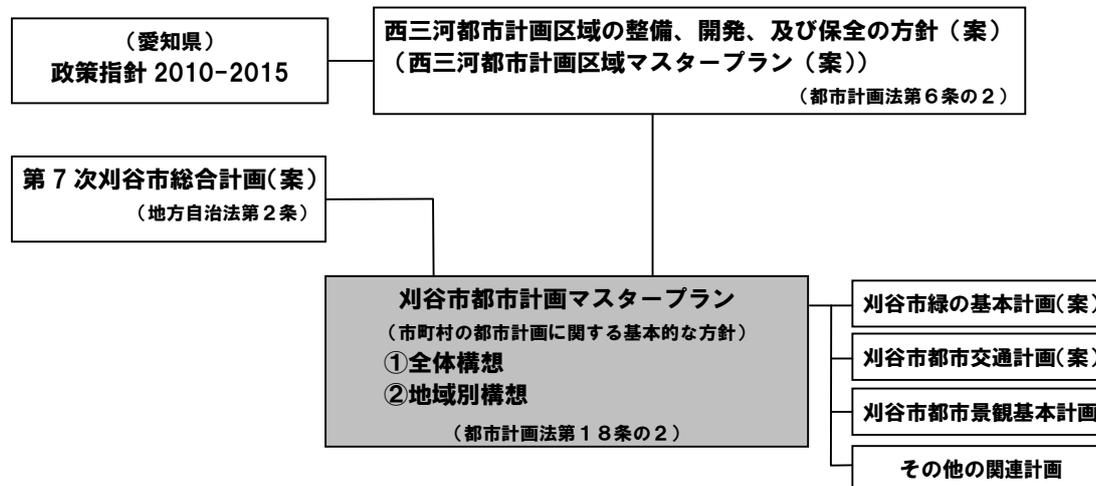
都市計画マスタープランは、都市づくりの具体性のある将来像を確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画です。

「刈谷市都市計画マスタープラン（以下、本計画といいます。）」は、「全体構想」と「地域別構想」により構成します。全体構想は、都市全体の将来像や土地利用及び都市施設のあり方などを示すものです。地域別構想は、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容、方策などを示すものです。

1-2 計画期間及び計画区域

本計画は、基準年次を平成23年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めます。なお、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、10年後の平成32年を目標年次として定めます。

本計画の計画区域としては、刈谷市全域（5,045ha）とします。



都市計画マスタープランの位置づけ

1-3 都市計画マスタープラン策定に向けた視点

わが国の社会情勢は、少子化及び高齢化の進行や人口減少による都市化圧力の低下、交通・通信網の整備と自動車社会の進展などに伴う都市交通及び産業立地構造の変化が生じています。また、自然的環境や、地域の景観などに対する市民の意識の変化が生じています。

これらを踏まえて、わが国では市街地の拡散を抑制し、中心市街地の整備改善・活性化や大型店の適正な立地に向けた「まちづくり三法（都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）」の改正が行われました。また、今後、歩いて暮らせる集約型の都市構造の構築、更なる都市計画制度の改定、地方分権の推進や低炭素社会の実現に向けた取り組みなど、様々な動向がみられます。

これまでの都市計画は、高度経済成長と急激な人口増加及びモータリゼーションの進展に伴い、主に都市の量的な拡大を前提として進めてきました。しかし、高齢社会の到来や環境に配慮した生活志向などの時代潮流の変化から、本市のこれからの都市計画は、人口増加や経済成長に対応しつつ、生活に必要な機能が身近なところに確保された暮らしやすさの向上などを図る、都市の質的成長へと転換していく必要があります。

以上の背景を踏まえ、抽出される視点として「人口」、「都市構造（都市計画制度等の改変）」、「環境に配慮したまちづくりの推進」、「安全・安心なまちづくり」を設定します。

1-4 まちづくりの視点

都市計画マスタープラン策定に向けた視点

策定の背景

少子化及び高齢化の進行、人口減少による都市化圧力の低下
都市交通、産業立地構造の変化
市民の居住環境への意識の高まり
地球環境への意識の高まり
地域の景観に対する保全意識
都市の量的拡大から質的成長への転換

<人口>

国の政策、少子化及び高齢化対策として持続可能な都市の構築を目指し、都市化から安定・成熟した都市型社会への移行に向けた市街地の形成
集約型都市構造の構築(都市拠点の形成と連携、それに伴う土地利用の規制・誘導)
市街化区域内の低未利用地の高度・有効利用を計画的に推進

土地利用の規制誘導方策、持続可能な都市の構築

都市の量的拡大から質的成長への移行に向けた市街地形成
都市拠点の形成と連携、それに伴う土地利用の規制・誘導
既存の都市基盤を活用した持続可能な都市構造の構築
民間主導の市街地整備・開発の推進(都市計画提案制度の活用、民間活力の活用)

第2次都市計画マスタープラン以後の社会変化

人口減少、高齢化の進行

人口減少社会への突入
超高齢社会の到来

都市計画制度等の改定

都市計画制度の改編の推進
地方分権、規制改革、特区などの推進
民間による市街地整備・開発の推進(都市計画提案制度など)

<都市構造(都市計画制度等の改定)>

国の政策として持続可能な都市の構築をめざした集約型都市構造の構築に向けた都市拠点の形成、中心市街地における都市機能の集積による都市拠点の形成
都市拠点の形成と連動した交通ネットワークの構築
本市の特性及び広域的な位置づけと人口・産業の動向を踏まえた、市街化区域内における住宅用地の確保・集積と新たな工業用地の確保に向けた市街地の拡大検討

市街化区域内での住宅地の確保・集積、新たな工業用地の確保

将来都市構造にもとづく市街化区域内での住宅地の確保・集積、工業地の市街地拡大検討
今後の社会情勢を勘案した市街地フレームの検討

環境に配慮したまちづくりの推進

都市構造の転換、交通体系の見直し
都市緑地・農地の維持・保全
市民や事業者との協働による環境への取り組み
様々な面から環境に配慮したまちづくりの推進

<環境に配慮したまちづくりの推進>

低炭素型の集約型都市構造の構築に向けた市街化区域内の土地利用の推進・集積
都市拠点における機能集積・高密度化と公共交通ネットワークの構築による効率的な都市構造の構築
基幹産業である製造業と住環境の調和
自然環境の維持・保全(緑地の維持・保全、緑化の推進、生態系の維持・保全の推進)

都市計画法の改正を踏まえた都市構造の位置づけ

低炭素型の集約型都市構造の構築を目指した都市計画法の改正
中心市街地の機能強化と都市拠点の形成、交通ネットワークの構築

安全・安心なまちづくり(都市防災など)

気象条件の変化による自然災害への対応(都市災害への対応)
犯行・事件を抑制できるまち(まちの死角)
総合的な安全・安心の確保

<安全・安心なまちづくり>

国の政策として防災・防犯対策、高齢化に対応した社会資本整備に向けた総合的な取り組み
防災面の安全性が低い市街地の解消、居住環境の確保に向けた都市基盤整備の推進
市民が快適に安全・安心に暮らせる環境の確保

安全・安心、環境に配慮した取り組みの位置づけ

総合的な安全性の確保、環境保全に向けた取り組み
効率的な公共投資の検討、環境に配慮したまちづくりの検討

刈谷市独自の現況

特徴的な人口構成と工業都市として特化

依然として顕著な人口増加
全国平均より低い高齢化率、高い出生率(ただし、高齢化は進行)
製造業が基幹産業、市街地内に大規模な工場
容積率が十分に生かしきれていない市街地、未利用地の存在
河川などで南北に分断された都市構造

第2章 まちづくりの現況と課題

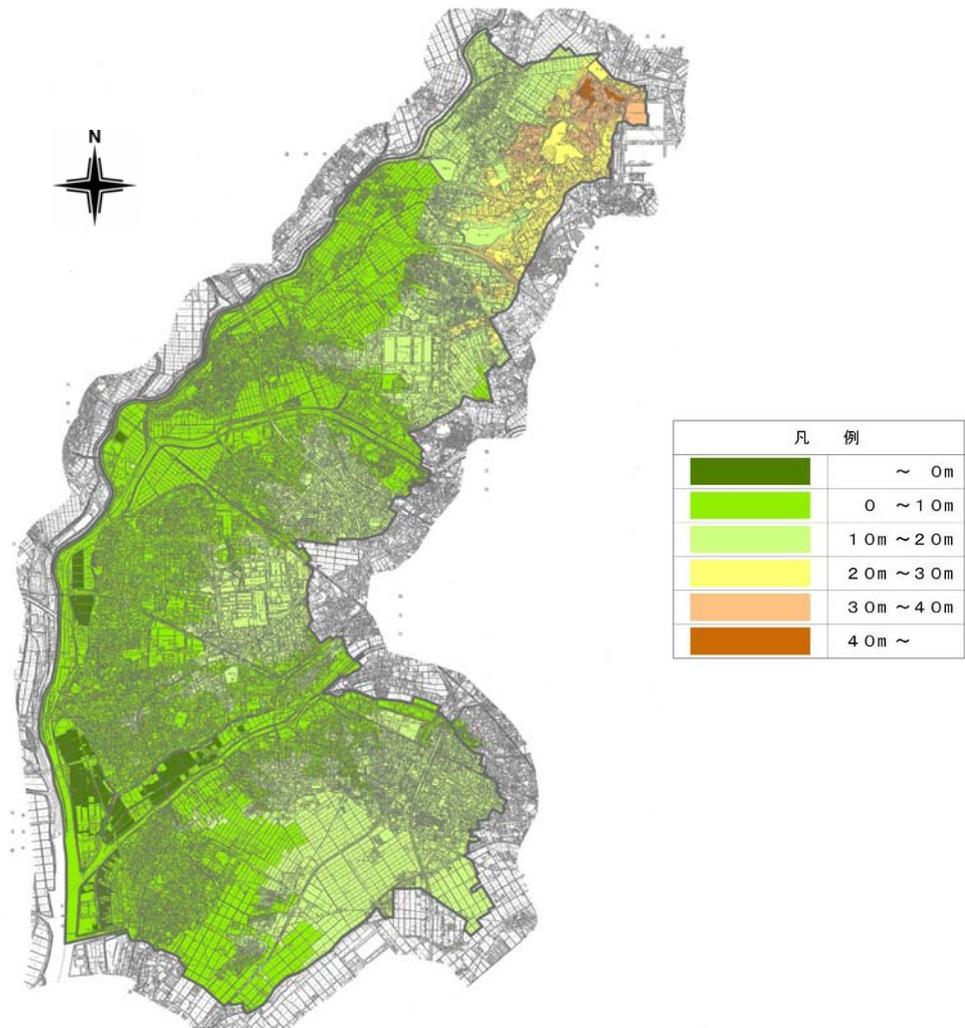
2-1 都市の現状

2-1-1 都市の概況

(1) 地形

本市は、尾張地域と西三河地域との境界となっている境川の下流域東側に位置し、市域の殆どが標高 20m 未満の平坦な地形となっています。

市域は南北に細長く、東西に横断する逢妻川と猿渡川により、大きく北部・中部・南部の3地域に分けられます。



標高図

(2) 成り立ち

刈谷城（現在の亀城公園一帯）を中心とした城下町として商業を中心に発展してきましたが、大正時代に現在のトヨタ系企業の母体である豊田紡織(株)、(株)豊田自動織機製作所（現(株)豊田自動織機）が誘致されて以来、それまでの地方商業都市から工業都市へと大きく変貌し、現在に至っています。

2 - 1 - 2 都市の構造特性と動向分析

(1) 人口動向

本市の人口及び世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員は年々減少しており、愛知県の水準よりも低く、核家族化が進行する傾向にあります。

年齢別（5歳階級）人口の分布図をみると、つぼ型の人口分布を示していること、生産年齢人口及び高齢人口は増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかながらも減少傾向があることから、本市においても高齢化が進行しています。

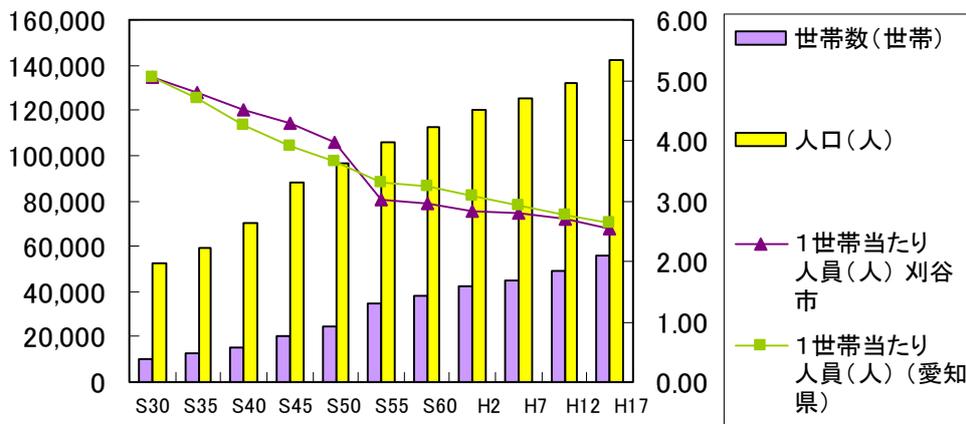
人口動態の推移は、平成5年以降で毎年約1,000人程度の自然増となっています。一方で社会増減は、平成13年以降、毎年約500人程度の社会増となっています。

また、国勢調査区別での地域別人口増加率（H17/H12人口）を見ると、都市基盤整備（土地区画整理事業）が実施された地域では高い人口増加率を示しています。

平成17年の人口集中地区（DID）の面積は、市街化区域内の82.0%を占めています。また、DID面積は市街化区域内で増加している一方で、市街化調整区域内で減少しています。

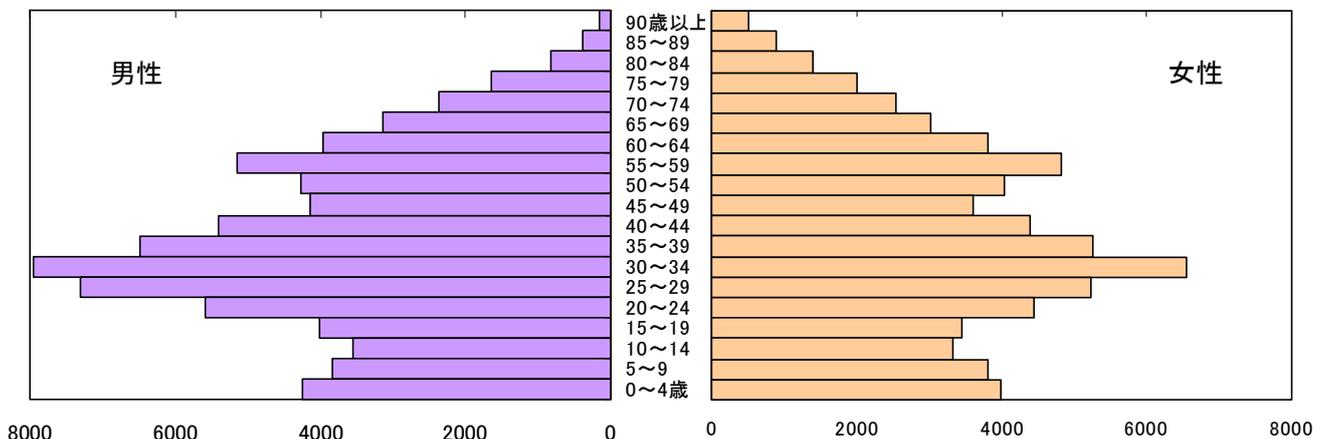
本市では市街化区域内への人口誘導施策が有効に機能し、市街化区域内 DID 地区で人口の集積が進んでいます。

人口・世帯数の推移



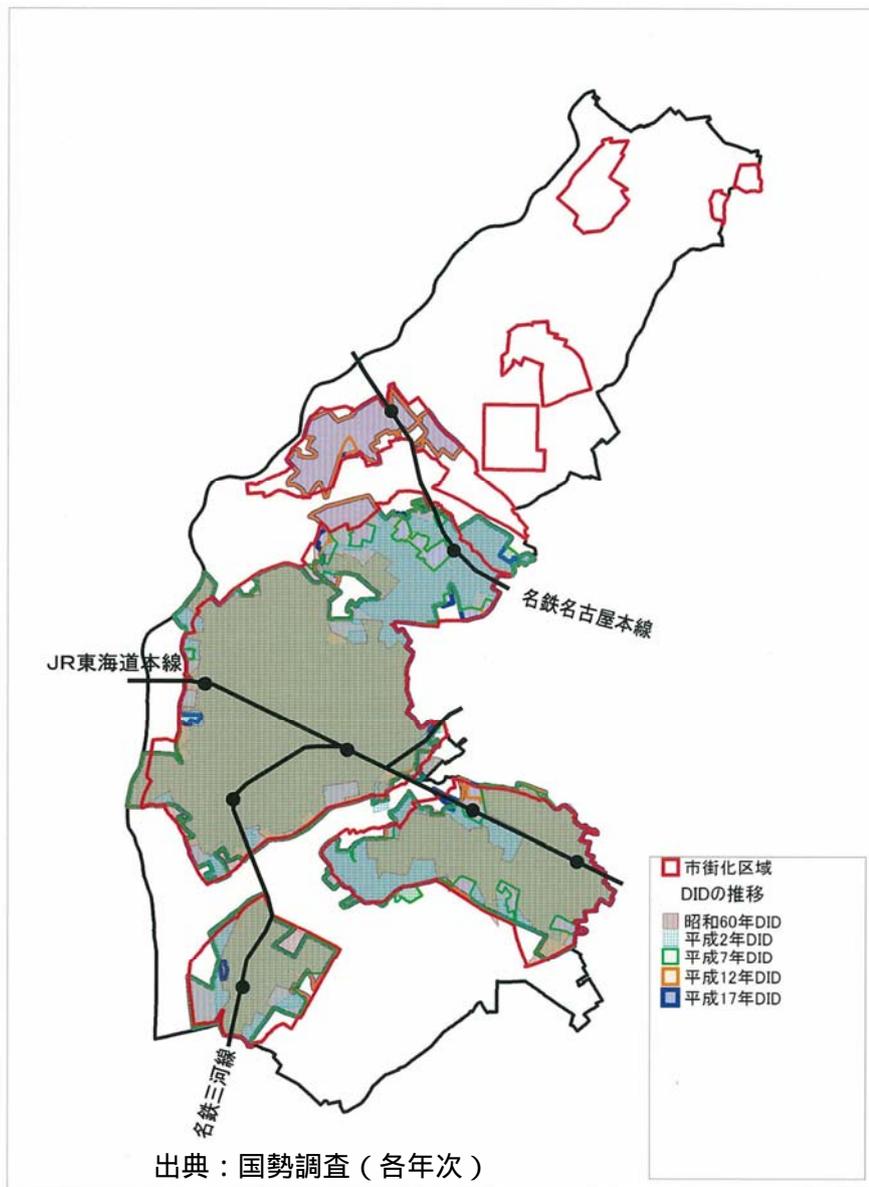
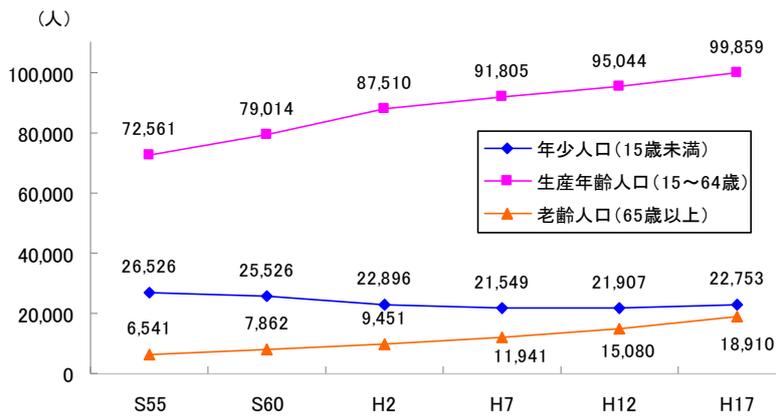
出典：国勢調査

年齢別（5歳階級）男女別人口（平成17年10月1日）



出典：国勢調査

年齢3区分別人口の推移



市街化区域内 DID 面積：1921.0ha / 市街化区域面積：2344.0ha = 82.0%

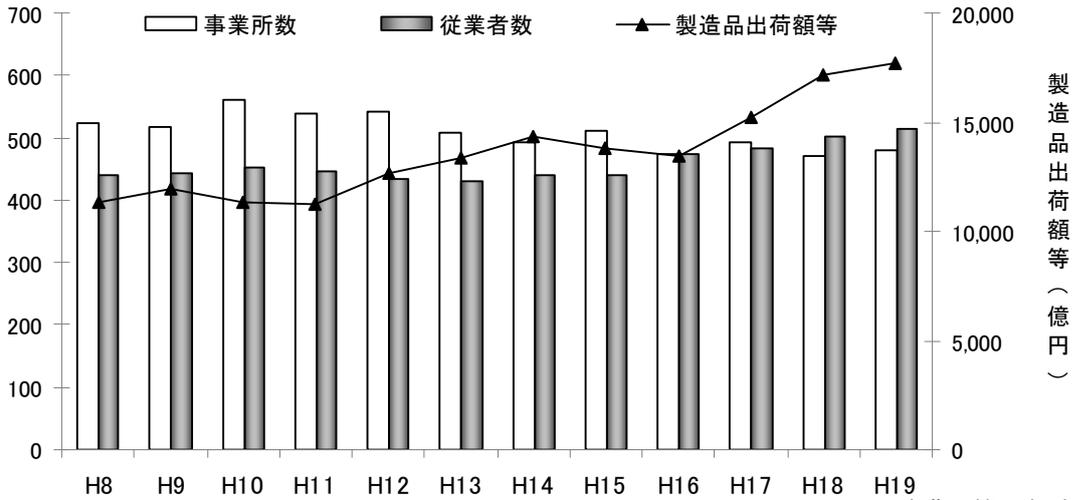
D I D の推移

(2) 産業構造

本市は、県下有数の工業都市と位置づけられ、輸送用機械器具製造業を中心に内陸工業地帯の中核として発展してきましたが、最近 10 年間は、事業所数はやや減少傾向であるものの、従業者数と製造品出荷額等は緩やかながら増加傾向を示しています。

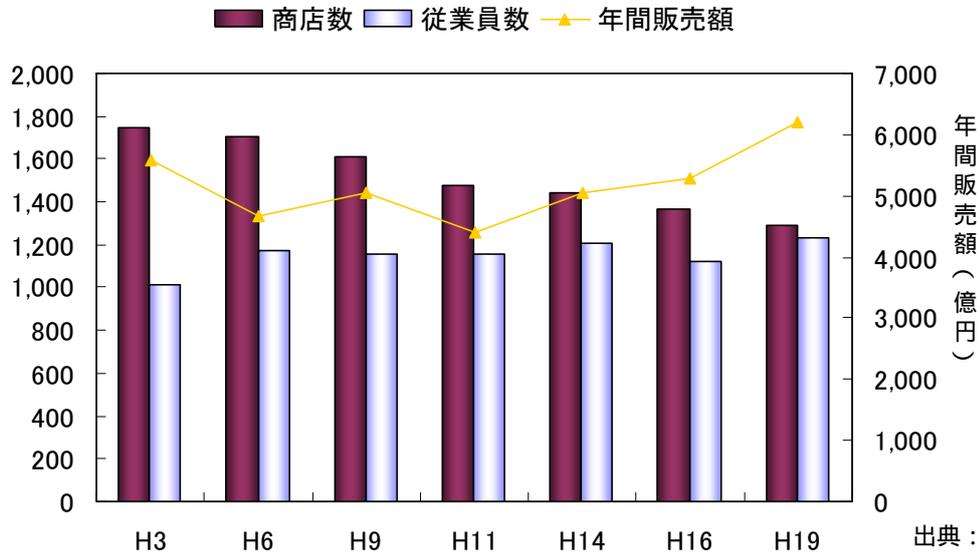
商業も順調に成長してきましたが、年間販売額は平成 11 年以降で増加傾向となっているものの、近年では従業者数の横ばい傾向、商店数の減少傾向がみられます。

事業所数、従業者数、製造品等出荷額推移（工業）



出典：第7次刈谷市総合計画

事業所数、従業者数、年間販売額（商業）



出典：第7次刈谷市総合計画

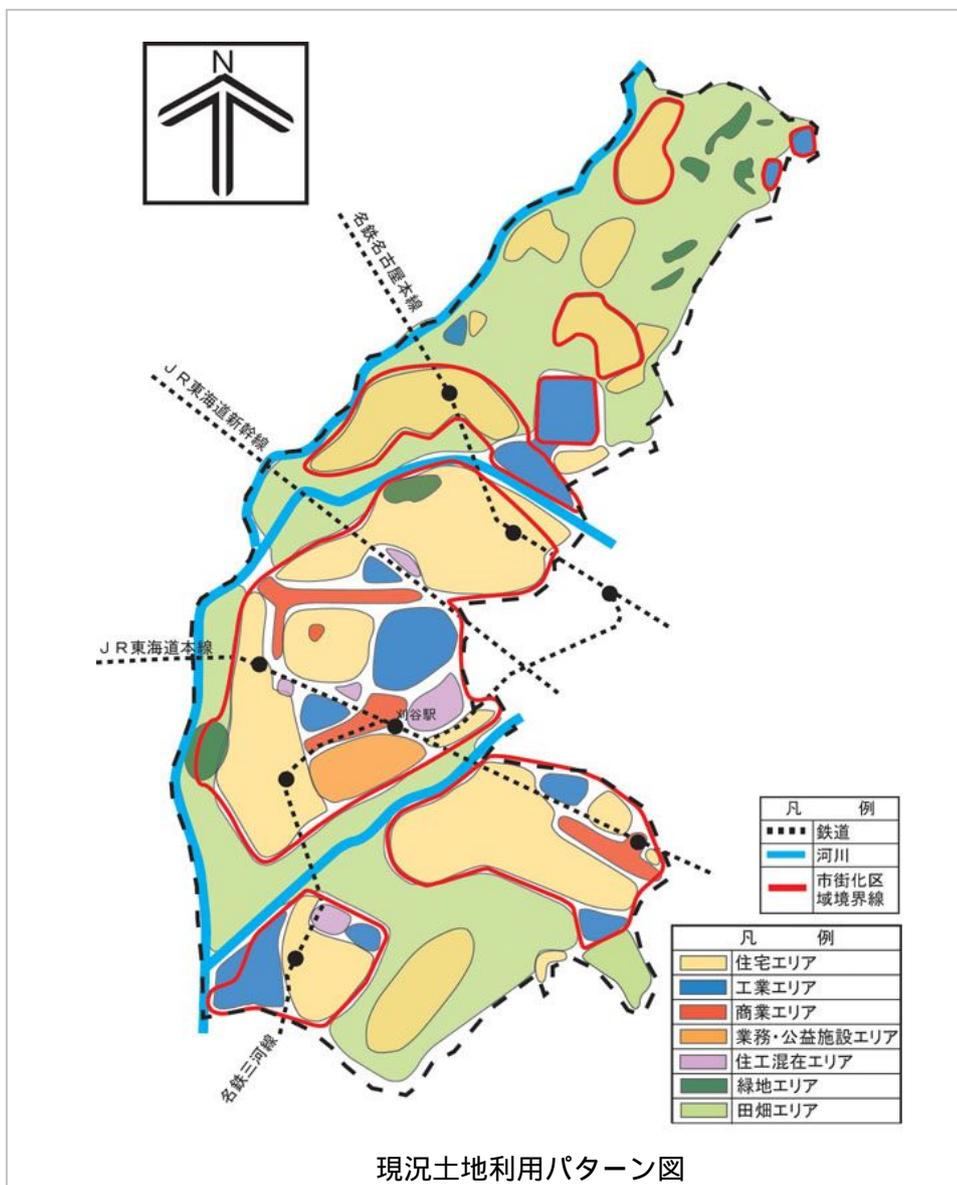
(3) 土地利用

本市の土地利用の特徴としては、中心部に工場が立地しており、その周辺に住居、商業が集積して都市が形成されています。

刈谷駅から刈谷市駅にかけての区域は、本市の中心市街地であり、商業系建物の割合が過半数を占めています。また、刈谷駅南側一帯に、総合文化センターをはじめとして公共の文化施設が集中しており、文化拠点集積エリアを形成しています。その一方で、中心市街地の近隣部では、住居と工業の土地利用が混在しています。

北部・南部地域には、市街化区域周辺部に基盤整備された一団の水田地帯が広がっており、農業系土地利用が高い割合を占めています。

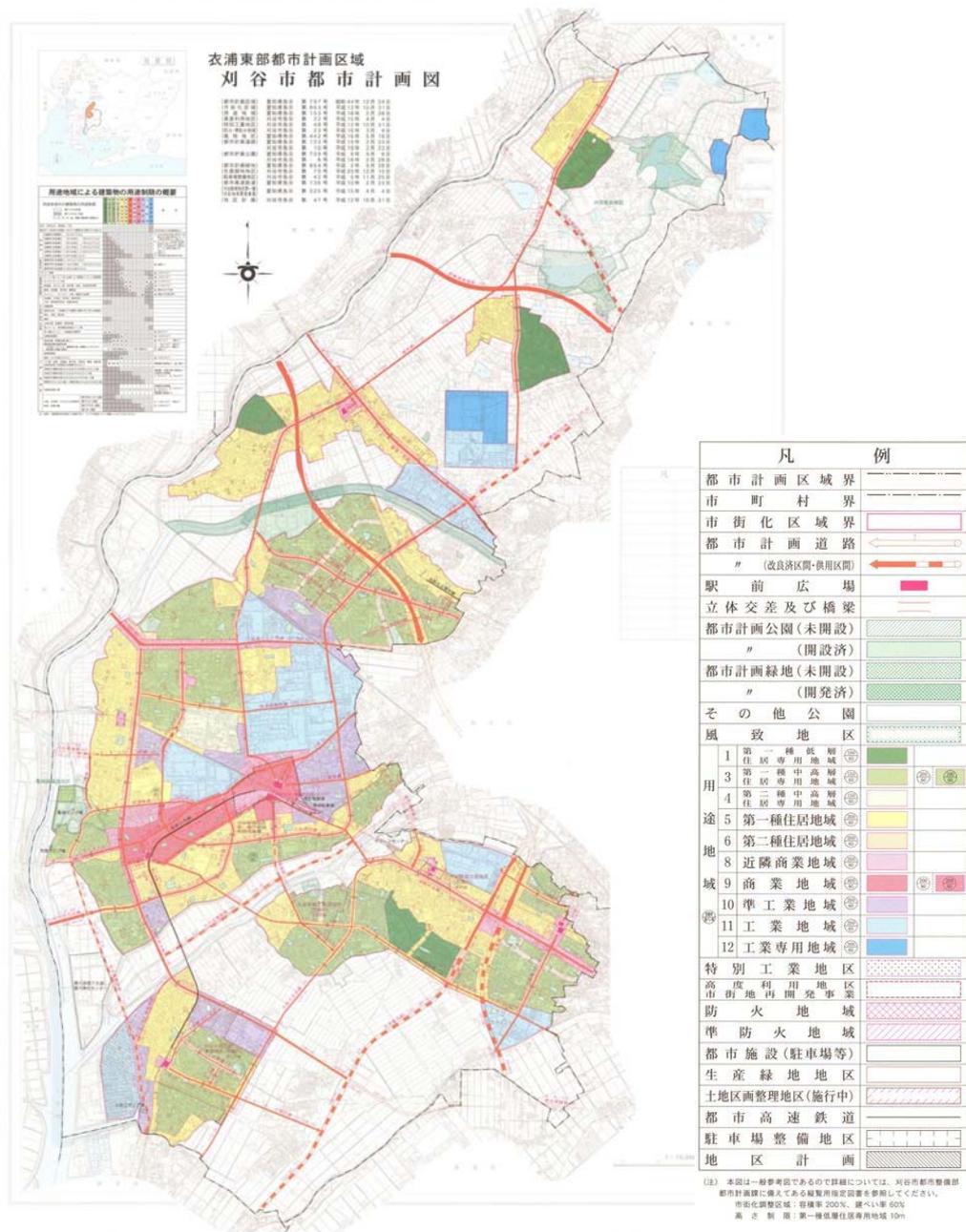
市街化区域内の田・畑・その他自然地などの未利用地は約 116ha（都市計画基礎調査）となっていますが、一団の大規模な未利用地ではなく、規模の小さな未利用地が点在している状況となっています。



(4) 土地利用規制

本市は、全域が都市計画区域で、そのうち約半分が市街化区域に指定されており、商業系の用途地域が防火地域及び準防火地域に、刈谷駅南地区市街地再開発事業区域が高度利用地区に、刈谷駅周辺地区が駐車場整備地区にそれぞれ指定されています。一方、市街化区域内農地のうち約52haが生産緑地地区に、小垣江町本郷下、御茶屋下などの工業地域が特別工業地区に指定されています。

また、自然的環境を保全するため、洲原風致地区及び亀城跡風致地区が指定されています。また、北部の小堤西池のカキツバタ群落とその後背の樹林地などを含め、愛知県自然環境保全地域（特別地区及び野生動植物保護地区）に指定されています。



都市計画図

2-2 まちづくりの課題

「人口」、「都市構造（都市計画制度等の改変）」、「環境に配慮したまちづくりの推進」、「安全・安心なまちづくり」の視点に基づき、本市が取り組むべきまちづくりの課題の抽出を行います。その中で、都市計画として対応が必要となる「都市づくりの課題」について、整理を行います。

都市づくりの課題



第3章 全体構想

3-1 都市づくりの理念と目標の設定

3-1-1 都市づくりの理念

本市の歴史は、古くは城下町として商業、農業を中心に繁栄してきましたが、明治21年に東海道本線が開通し、刈谷駅が設置され、大正3年には三河鉄道（現名鉄三河線）が開通するなど、交通の要衝として発展し、地方商業都市的色彩を濃くしてきました。

文化的資源としては、長い歴史を今に伝える数々の文化財や伝統ある郷土祭りなどがあり、貴重な歴史的遺産に触れることもできます。また、市民のスポーツ振興のための施設や生涯学習のための施設など、文化的施設も充実しています。

自然環境としては、小堤西池や緑豊かな洲原公園など、希少な自然環境が守られています。

産業においては、高度経済成長とモータリゼーションの進展が相まって、自動車関連産業の集積地として飛躍的な発展をとげ、愛知県の経済発展の先駆的役割を果たし、世界をリードする創造的な産業拠点をめざす愛知県の中核都市として、重要な地位を確保しています。

将来的にもこれらの歴史・文化や自然の貴重な資源を守り、そして活かしながら、人口減少社会、少子化及び高齢化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな時代の流れに対応し、人と自然が共生したまちづくりを進める必要があります。

また、都市計画としては、「都市計画法」、「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「第7次刈谷市総合計画」における都市づくりの理念や基本方針に基づき、都市の質的成長への転換や高齢社会への対応に向けた市街地の形成（市街化区域内での住宅地の確保・集積、工業用地の市街地拡大）、低炭素・循環型社会の構築、安全・安心や環境に配慮した取り組みが求められています。

さらに、今後も本市の特徴である“ものづくり産業”の中心としての都市活力の創出や、人々の暮らしにおける生活の安心や快適の確保による良好な都市環境の創出により、本市の個性や魅力をさらに磨き上げ、市民がまちへの誇りや愛着を持ち続けられるような都市づくりを進める必要があります。

以上のことから、本市を取り巻く社会情勢の変化を見据えた集約型都市構造の構築をめざし、産業都市としての都市活力の維持・向上、都市環境の確保を図ります。さらに、本市が魅力あるまちとして今後も持続的に成長し続けていくことができるよう、行政のみならず多様な主体がまちづくりに参加し、市民力や地域力を発揮できるように、都市づくりの理念を設定します。

都市づくりの理念の設定

<p>都市計画法による都市計画の目的・基本理念</p>	<p>【都市計画の目的】 「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」</p> <p>【都市計画の基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業との健全な調和 ・健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保 ・土地の合理的な利用
<p>西三河都市計画区域の整備・開発及び保全の方針</p>	<p>【都市づくりの基本理念】 「豊かな自然の中で、自立した生活圏と産業が連携して活力を生み出す都市づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的な環境のつながりの確保 ・モノづくり産業のさらなる集積と自立した生活圏の連携強化 都市活動と自然環境が調和した持続可能な都市づくり
<p>第7次刈谷市総合計画におけるまちづくりの方針</p>	<p>【将来都市像】 「人が輝く 安心快適な産業文化都市」</p> <p>【まちづくりの基本方針】</p> <p>基本方針1 都市と自然が織りなす住みよいまちづくり 基本方針2 生きる力を育み生きる喜びを実感できるまちづくり 基本方針3 人と技術で賑わいを創り笑顔で働き続けられるまちづくり 基本方針4 支えあいみんなが元気で安心して暮らせるまちづくり 基本方針5 市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり</p>



○都市づくりの理念

豊かな自然や歴史・文化的資源の保全に努め、人と自然の共生空間を創出する一方で、本市の特長である産業集積の促進、機能集積による拠点の形成、良好な居住環境の創出と、人・モノ・情報の交流拡大をめざすことにより、都市活力に満ち、誰もが安心して快適に生活でき、協働による魅力あふれる都市づくりを進める。

3 - 1 - 2 将来都市像と都市づくりの目標

本市の都市づくりの主要な課題は、「人口」、「都市構造」、「環境」、「安全・安心」の4つの視点で整理されます。

また、第7次刈谷市総合計画において本市のめざす都市像としては、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」と位置づけられており、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、自らのまちに誇りを持ち、本市が魅力あるまちとして、今後も持続的に成長し続けていくことができるよう、行政のみならず多様な主体がまちづくりに参加し、市民力や地域力を発揮できるまちづくりをめざしています。

4つの課題に加えて都市づくりの理念などを踏まえ、本市がめざす将来的な都市づくりの方向性は、「工業都市、活力、環境共生」、「便利、魅力、各拠点への機能集積・活性化」、「集約型都市構造、都市機能の集積、豊かな自然、歴史・文化的資源」、「防災・防犯、市民参加」の4つにまとめることができます。この4つの都市づくりの方向性より、本市の都市づくりの目標としては、「ものづくり」、「快適」、「環境」、「安全・安心」の4つが抽出されます。

4つの都市づくりの目標から、本市の将来都市像を設定します。

本市の特性であるものづくり地域の維持発展に努め（＝都市活力の創造）、生活の安心や快適、環境との調和を図り（＝都市環境の更新）、ふるさとの歴史や文化を継承し、市民が主体（＝共生する）となって、環境や自然と共生した低炭素・循環型社会の形成を考慮したメリハリのある持続可能な都市づくり（＝持続可能）を実現させるために、本市の将来都市像を「**都市活力と都市環境が共生する持続可能なまち 刈谷**」と設定し、都市と自然が共存した魅力ある住みよい都市づくりを進めます。

将来都市像の設定

都市づくりの主な課題	1. 人口に関する主な課題 2. 都市構造に関する主な課題 3. 環境に配慮したまちづくりに関連する主な課題 4. 安全・安心なまちづくりに関連する主な課題			
	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な市街地の拡大 新しい産業の育成、研究開発機能などの工業の充実 既存工業地の充実、新たな工業地の設置 都市拠点、地域拠点の形成 住工混在地域における居住環境の確保(土地利用純化、小規模な工場などの集約化) 事業者へのエネルギー循環への取り組み推進の協力依頼 市中心部への自動車交通の流入抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商業機能の活性化・充実 住宅用地の確保や居住環境の整備 各拠点の形成と交通ネットワークの形成 公共交通重視の交通ネットワークの構築 ユニバーサルデザインに基づく公共施設や道路環境整備の促進 市民要望に対する環境整備(教育・文化・芸術、生涯学習など) 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の機能強化、拠点の機能充実 未利用地の高度利用・有効利用 持続可能なまちづくり、資源の有効活用 環境負荷の軽減に向けた取り組み 自然的環境の保全・利活用 積極的な緑化の推進 まとまりある緑や水面の確保 魅力ある公園、緑地、緑道の整備 アメニティ空間の確保、農地景観の保全への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 民間主導の市街地整備・開発の推進 既成市街地、既成集落の基盤整備、都市防災性の向上 地域住民の主体的な防災活動の推進 高齢社会や子育て支援に向けた取り組みの推進 安全・安心に暮らせる地域コミュニティの構築

○第7次総合計画

将来都市像 「人が輝く 安心快適な産業文化都市」

○都市づくりの理念

豊かな自然や歴史・文化的資源の保全に努め、人と自然の共生空間を創出する一方で、本市の特長である産業集積の促進、機能集積による拠点の形成、良好な居住環境の創出と、人・モノ・情報の交流拡大をめざすことにより、都市活力に満ち、誰もが安心して快適に生活できる協働による魅力あふれる都市づくりを進める。

方向性	工業都市 活力 環境共生	便利 魅力 各拠点への機能集積・活性化	集約型都市構造 都市機能の集積 豊かな自然 歴史・文化的資源	防災・防犯 市民参加
-----	--------------------	---------------------------	-----------------------------------------	---------------

<目標>

ものづくり

快適

環境

安全・安心

<将来都市像> **都市活力と都市環境が共生する持続可能なまち 刈谷**

3 - 1 - 3 都市づくりの目標から施策の展開方針

“ものづくり”、“快適”、“環境”、“安全・安心”の4つの目標は、将来都市像を支える目標であり、都市づくりの方向性なども踏まえ“ものづくり”から「活力あふれるものづくりのまち」、 “快適”から「快適に暮らせるまち」、 “環境”から「環境にやさしいまち」、 “安全・安心”から「安全で安心して暮らせるまち」と4つの都市づくりの目標を定めます。

また、この都市づくりの目標を実現化するための施策の展開方針については、以下のとおりとなります。

■ 活力あふれるものづくりのまち

● 工業都市としての特長を活かした活力あふれる都市づくり

本市には中部圏のみならず、わが国の経済活動を牽引する自動車産業を担う製造業が立地しており、今後も“ものづくり”の拠点都市として、次代を担う先端産業や既存の工業集積の高度化、世界レベルでの産業技術の中核強化や研究開発機能の充実が求められています。

そのため、活力あふれる“ものづくり”のまちをめざし、本市の特徴である製造業をはじめとした既存産業の振興や、さらなる産業集積を促進するために新たな産業用地を創出し、周辺住宅地との環境の調和を図ることで、良好な工場の操業環境の確保と産業基盤の確立をめざし、工業都市としての特徴を活かした活力あふれる都市づくりを進めます。

● 環境との共生をめざした工業都市づくり

地球環境に対する関心の高まりや国の取り組みなどを踏まえると、本市の基幹産業である製造業においても自然環境との共生が必要となります。特に、製造業における資材や製品など効率的な自動車輸送は、温室効果ガスの排出低減が図られます。さらに、事業者の協力のもとでの循環型の都市構造の構築や、積極的な緑化を推進するなど、環境に配慮した工業都市の構築が求められています。

以上のことから、産業振興に寄与する広域交通体系を強化し、物流基盤の確保による効率化・温室効果ガス排出抑制をめざし、中部国際空港及び衣浦港などの主要拠点との交流拡大を図ることにより、ものづくり産業の中心としての機能強化をめざします。また、事業者と行政の協働により、エネルギー循環型の都市構造の構築や積極的な都市緑化を推進することで、環境との共生をめざした工業都市づくりを進めます。

- 効率的な集約型の都市づくり

今後の都市づくりは、人口減少社会、少子化及び高齢化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな時代の流れに対応し、生活の安心や快適、環境との調和を図る必要があります。これらに加えて、都市経営コスト（都市施設の維持管理や福祉施設などの行政コスト）の増大が懸念されています。

以上のことから、中心市街地への都市機能の集積による都市拠点の形成や、地域の拠点となる駅周辺などへの都市機能の集積を図り、各拠点を連絡する効率的な公共交通を重視した交通ネットワークを構築することにより、効率的な集約型の都市づくりを進めます。

■ 快適に暮らせるまち

- 誰もが快適に暮らせる都市づくり

本市においても将来的には少子化及び高齢化が進展し、いずれは人口減少に転じることが予想されます。また、市民ニーズは、心の豊かさや暮らしのゆとりを望む方向へと変化してきました。

以上のことから、子どもからお年寄りまで、誰もが快適に暮らしやすい生活を支える都市空間へと質的向上を図り、移動の円滑さの確保、歩いて暮らせる都市の形成及び行政福祉サービス等の充実が必要となります

- 魅力ある都市づくり

本市は豊かな自然環境を有しており、鉄道駅周辺には都市拠点としての様々な機能が集積しています。そのため、鉄道駅周辺においては市民の生活・交流の拠点や、まちの顔として機能集積による魅力を向上させ、豊かな自然環境を保全・利活用し、自立した生活圏の形成による都市活動と自然が調和した、魅力的な都市づくりを進めることが求められています。

特に、都市の量的拡大から質的成長への移行に向けた市街地の形成が必要であり、良好な居住環境の創出や教育・文化・芸術・レクリエーション等、多様な市民ニーズに対応した都市環境整備を進めることにより、行政のみならず多様な主体によるまちづくりを進め、今後も持続的に成長し続けていくことができる、魅力ある都市づくりを進めます。

■ 環境にやさしいまち

● 都市機能が集積した便利で魅力ある低炭素・循環型の都市づくり

本市が将来にわたり持続的に発展するためには、地球規模で深刻化する環境問題に対応した低炭素・循環型のまちづくりが必要とされます。そのため、低炭素型のまちづくりの推進や、高齢社会に向けた持続可能な都市構造の構築をめざします。

特に駅前や中心市街地などの多くの人が集まる拠点において、快適で機能的な都市空間を形成するための土地の有効利用・高度利用を推進し、経済・行政・文化等の多様な都市機能の集積を図ります。さらに、これらの拠点間及び拠点と周辺地区を結ぶ幹線道路や公共交通機関の充実など、交通便利性の向上を図ることにより、効率的で環境負荷が少ない、都市機能が集積した便利で魅力ある都市づくりを進めます。

● 豊かな自然、歴史・文化的資源と市民が触れ合う潤いある都市づくり

境川、逢妻川、猿渡川などの河川敷及び井ヶ谷丘陵地を中心とした樹林地、池沼など、希少な自然環境を有しており、これらの自然環境は都市に潤いやゆとりをもたらすという、非常に重要な役割を果たしています。

また、旧城下町として長い歴史を有し、愛知教育大学などの教育施設や生涯学習のための文化施設などが充実しています。

こうしたことから、今後は、自然、歴史、文化資源の調和に努め、これらを活かした都市景観の形成を進めながら、緑化の推進などにより緑ゆたかな自然環境の保全・整備に努めます。また、水辺空間などの利活用により市民の憩いの場を形成し、市民と自然が触れ合う機会を創出し、潤いある都市づくりを進めます。

■ 安全で安心して暮らせるまち

● 災害に強い安全・安心な都市づくり

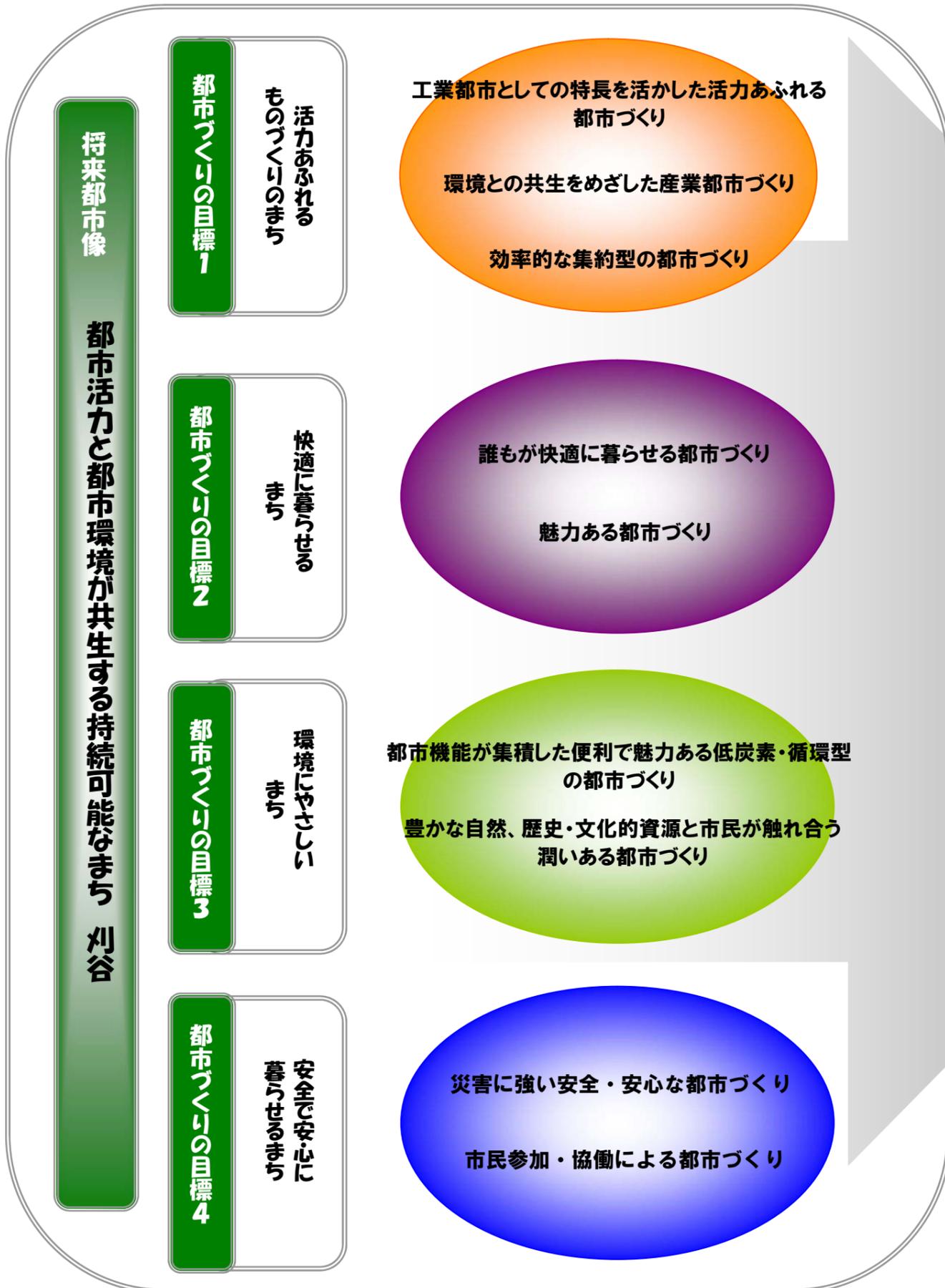
近年頻発している異常気象に起因した自然災害の発生や、東海・東南海地震の発生が危惧されている中で、人々の安全・安心を確保することが非常に重要となっています。そこで、本市においては大規模な自然災害などに対し、防災上危険な地区において道路や公園などの都市基盤整備を進め、戦略的に水や緑の空間を確保することで、市民が安心して暮らせる災害に強い都市づくりをめざします。

高齢化が進展する中で、防災面や防犯面での安全・安心を確保するためには、地域における住民の連携が必要不可欠となっています。そこで、地域ぐるみの防災・防犯機能を強化するため、地域コミュニティの維持・充実を図るなど、総合的な取り組みを推進し、災害に強い安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。

● 市民参加・協働による都市づくり

本計画を推進し、本市がめざす将来像を実現するためには、行政のみならず、まちづくりに対する市民や事業者の理解と協力が不可欠です。特に、地域や地区レベルのまちづくりにおいては、市民の考えをまちづくりに反映させるため、市民の積極的な参加が求められています。多様な主体がまちづくりに参加することで、市民力や地域力を発揮できる仕組みの構築を進めます。

このため、本市では、市民参加・協働のまちづくりを重要な手段として捉え、市民参加による様々な都市計画の制度（地区計画、都市計画の提案制度）を活用し、市民や事業者が積極的に参加し、まちづくりの主体となることができる環境づくりをめざすことで、市民参加・協働による都市づくりを進めます



＜分野別の基礎的方針＞

①都市機能の方針

- 中心市街地の都市拠点としての機能集積・充実(様々な都市機能の集積、都心居住の推進)
- 都市拠点として鉄道駅周辺の都市機能の充実
- 既存の都市基盤を活用した持続可能なまちづくりの推進(都市経営コストの効率化)
- 計画的な市街地の形成(人口増加への対応に向けた新市街地の形成、新しい産業の育成・研究開発機能などの工業機能の充実・拡大)

②土地利用の方針

- 計画的な市街化区域の拡大(新たな人口増加に対応した新市街地の拡大、既存工業地の充実や新たな工業地の計画的拡大)
- 住工混在地域における居住環境の向上(用途混在地域の土地利用の純化)
- 市街化区域内における低未利用地の高度・有効利用の推進(中心部の有効利用・高度利用等による居住機能の強化、良質な住宅用地の確保)
- 市街地内に点在する小規模な工場などの集約化
- 市街地外における営農環境の維持・保全、貴重な自然環境の利活用・保全

③都市交通の整備方針

- 総合交通対策の推進による歩いて暮らせるまちづくりの推進
- 都市拠点と地域拠点を結ぶ交通ネットワークの強化、広域交通体系の構築(幹線道路網の整備)
- 公共交通機関の充実・利用促進による公共交通重視の交通ネットワークの構築
- 交通結節点における機能強化(駅前広場、駐車場、駐輪場の整備など)

④公園・緑地の整備方針

- 暮らしを守る緑の整備(運動公園、総合公園の拡充や魅力ある公園、緑地、緑道の整備など、井ヶ谷丘陵地や河川・ため池等を活用したレクリエーション機能の充実(水辺空間の環境改善・利用促進)
- 身近にふれあえる緑の確保(都市緑化の推進)

⑤市街地整備の方針

- 市民が主体となった土地区画整理事業や地区計画などによる市街地整備の推進
- 土地利用方針に基づく計画的な市街地整備、計画的な市街化区域の拡大(線引きに基づく市街地の拡大)

⑥自然環境の保全の方針

- 豊かな自然の保全(希少な自然的環境、生物多様性などの保全や利活用、まとまりある緑や水面の確保、緑地・農用地の確保・保全)
- 自然環境と都市活力の両立(限りある資源の有効活用と環境負荷の軽減へ向けた取り組みの推進)

⑦都市防災の方針

- 災害に強い都市基盤施設の整備(既成市街地の再整備と集落の基盤整備による防災性の向上、水害や地震災害に対する安全性の向上)
- 防災を支える地域コミュニティの維持・ネットワークづくり(地域住民の主体的な防災活動の推進、市民が安全・安心に暮らせる地域コミュニティの構築)

⑧都市景観の方針

- 刈谷市らしい景観の形成、景観要素の維持、保全

⑨その他都市施設整備の方針

- 河川整備、下水道整備の推進(浸水対策の強化、雨水の有効利用促進)
- 文教施設の整備(校舎などの改築、改修)
- 都市施設の整備、改修、改築の推進(周辺環境に配慮した斎園・市民墓苑の整備、焼却施設などの整備、水道施設の維持・管理)

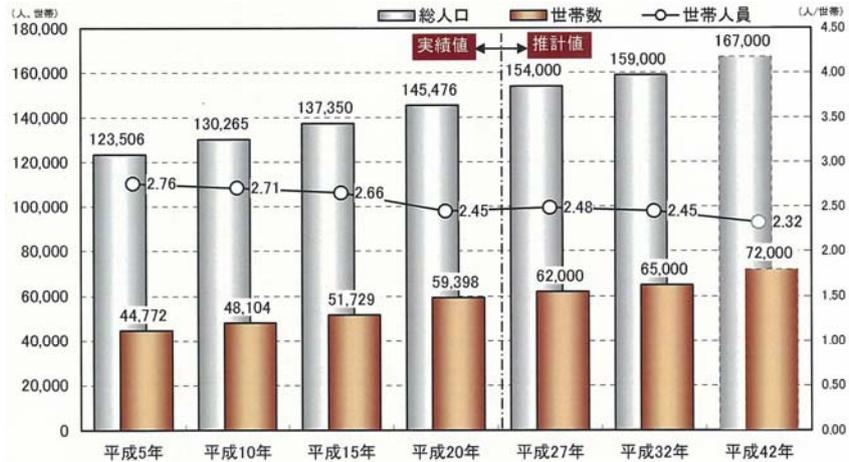
⑩住民参加・協働の方針

- 市民の参加と協働の推進(市民からの提案や市民が主導となった事業推進)

3-1-4 将来都市フレーム

(1) 人口フレーム

本市の人口は、平成32年において159,000人と想定します。



※平成20年までの実績値は住民基本台帳と外国人登録の合算による人口・世帯数

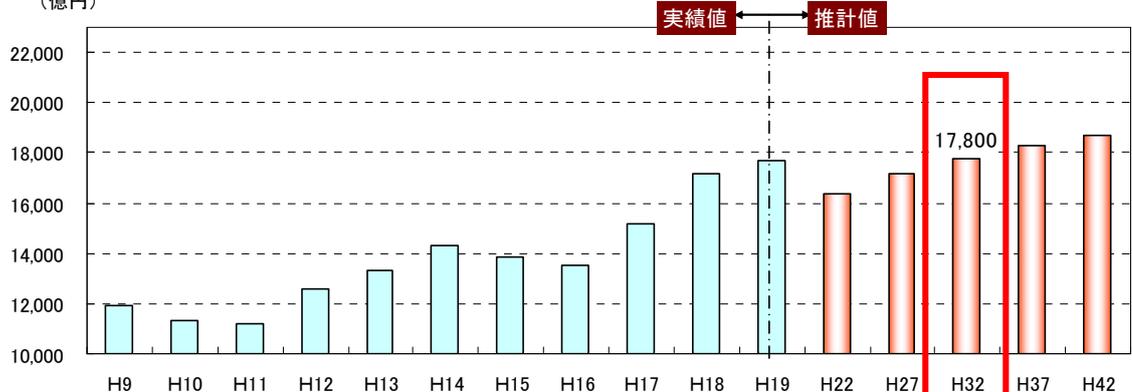
総人口・世帯数の見通し

(2) 産業フレーム

工業地は将来製造品出荷額等を基に、商業地は将来商業年間販売額を基に想定します。

工業

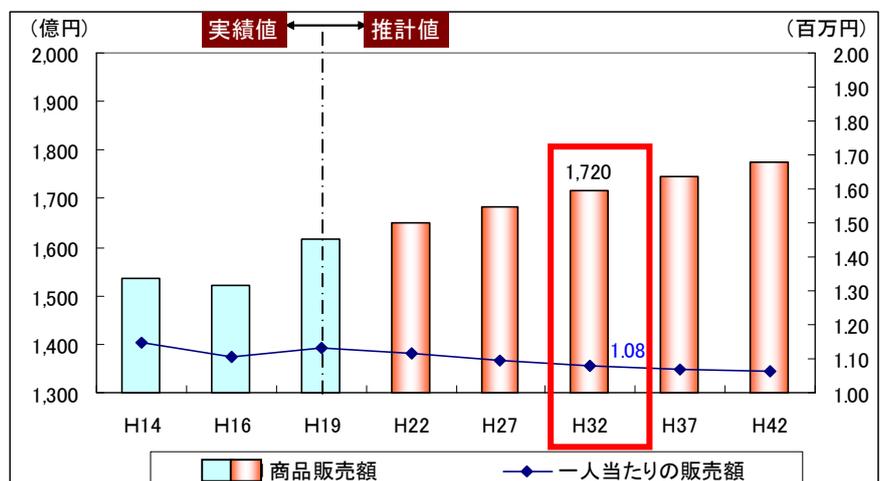
平成32年の製造品出荷額等は約1兆7,800億円を想定します。



製造品出荷額等の見通し

商業

平成32年の商品販売額(小売業)は約1,720億円を想定します。



商品販売額の見通し

3-2 将来の都市構造

3-2-1 都市構造の考え方

(将来の都市構造の考え方)

本市は堅調な産業基盤に支えられ、今後も人口は増加すると見込まれますが、65歳以上の高齢化率が一層進展することや地球環境にやさしい都市構造の構築も望まれています。そのため、既存の市街化区域における土地の高度有効利用を図るとともに、製造業を中心とした産業の維持発展と増加する人口への対応、都市基盤の整備費や維持管理費といった都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な都市構造の構築を進めます。さらに、市民生活に必要な都市機能が集約することで、自動車に依存せずに、誰もが暮らしやすい持続可能な都市づくりをめざす必要があります。

本市の中心地域には、世界有数の製造業の本社が複数立地していることから、人・モノ・情報が集積し、多種多様な交流が生まれています。また、刈谷駅及び刈谷市駅周辺は、市民生活に必要な商業・業務、医療・福祉、文化、行政などの様々な機能が集積しており、既に産業・就業や市民の生活の拠点となっています。その一方で、中心地域への連携については、地形的な条件から南北の連携が重要であり、人や物流が円滑に移動できるネットワークの確保が必要となっています。

今後は、まちなか居住の推進や来訪者の増加による賑わいの創出をめざし、郊外における商業施設等の立地を抑制し、本市が持つ多様な交流や、都市拠点となる中心市街地の既存の都市機能のさらなる充実を図ります。また、地域拠点の形成をめざし、鉄道駅やバス停周辺は、地域の生活上必要な商業、医療・福祉、文化、行政などの公共公益施設を充実します。

さらに、都市の骨格を形成する都市軸や、水と緑で形成される環境軸によって、中心市街地と様々な拠点や地域との連携を図ることで、地域の特性、既存ストックや集積を有効活用した、集約型都市構造の構築をめざします。

(拠点及び各ゾーンの配置と連携の考え方)

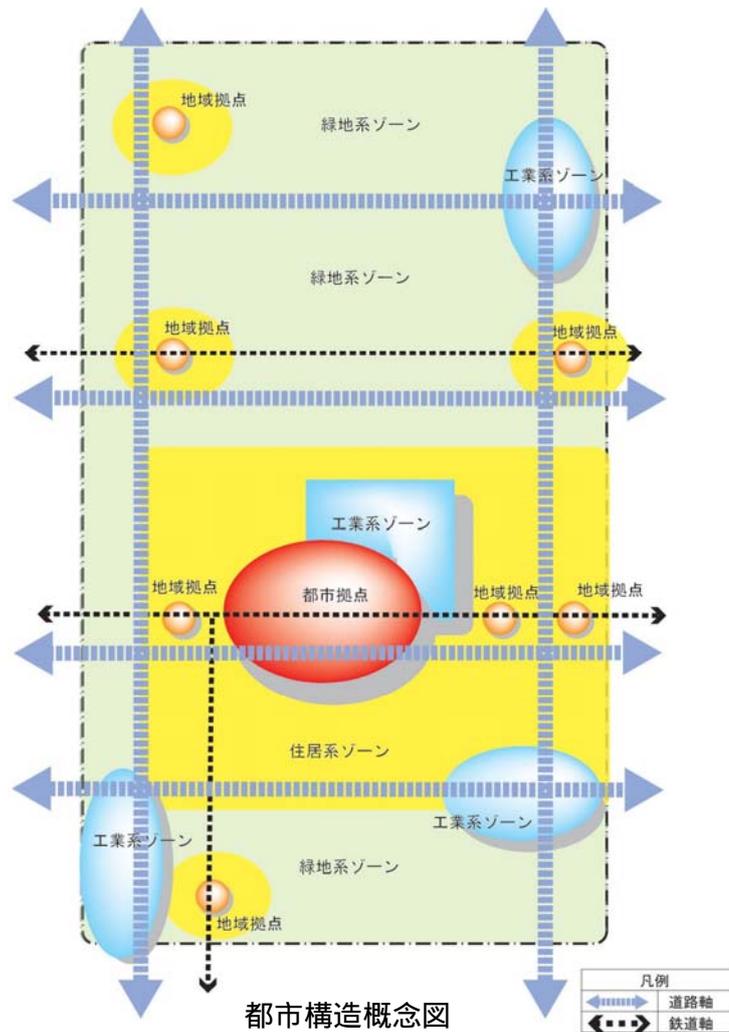
刈谷駅・刈谷市駅周辺は、本市の中心的な交通結節点であると同時に、市民生活に必要な施設・機能等が多く集積しています。そのため、都市の中心的な役割を担う都市拠点と位置づけ、土地の高度利用を誘導し、引き続き都市機能の集約を進めます。また、刈谷駅・刈谷市駅を除く6つの鉄道駅や北部におけるバス停などの交通結節点などの周辺を地域拠点と位置づけ、住居系ゾーンを含め、市民の日常生活における生活利便性の向上に寄与する機能の誘導を図ります。

都市拠点と各地域拠点は、市民生活に必要な機能を適切に分担・相互に連携し、歩いて暮らせる都市づくりに向け、鉄道やバスなどの公共交通が主体となったネットワークの形成をめざします。

本市の特徴として、市街地の中心部に大規模な工場が立地しており、その周辺で市街化が進展してきました。これらの都市の成り立ちを踏まえ、都市拠点に加え、工業系ゾーンを本市の中心に配置し、それを取り巻くように住居系ゾーンを配置します。

市街地外縁部の工業系ゾーンは、住環境への影響に配慮しつつ、道路軸の沿道に配置することで、効率的な操業環境の確保を図ります。

市街地周辺の優良農地や樹林地などは緑地系ゾーンとして保全を図ります。また、緑地系ゾーンに加え、良好な自然環境や身近な緑である公園を、河川緑化や道路緑化により連携することで、水と緑のネットワークを形成し、潤いのある都市環境を創出します。



3 - 2 - 2 発展の軸となる都市軸

(1) 都市の骨格を形成する交通軸

各拠点や地域、周辺市町を連絡し、都市の骨格を形成する交通軸として、道路と鉄道による総合的な交通体系の確立をめざします。

①道路軸

道路軸は、本市の産業活動を支え、都市圏や広域の地域間を連携する軸となる広域幹線と、周辺市町との連携や都市内の交通を支える軸となる都市幹線を位置づけます。また、広域幹線及び都市幹線への連絡や地域の交通を支える幹線軸をその他幹線と位置づけます。

(広域幹線)

国土の大動脈である「伊勢湾岸道路」や、重要港湾である衣浦港と自動車関連産業をはじめとする高度な工業機能が集積している地域を結ぶ「衣浦豊田線」など、人・モノ・情報が行き交い、様々な交流と連携を生み出す道路を広域幹線と位置づけ、さらなる活力の創出をめざした機能強化を図ります。

(都市幹線)

都市拠点と地域拠点を結ぶ道路や、都市の骨格を形成する道路を都市幹線と位置づけ、適正な道路配置と整備の推進により、産業をはじめ環境や防災性の向上や、効率的な都市の機能の連携強化をめざします。

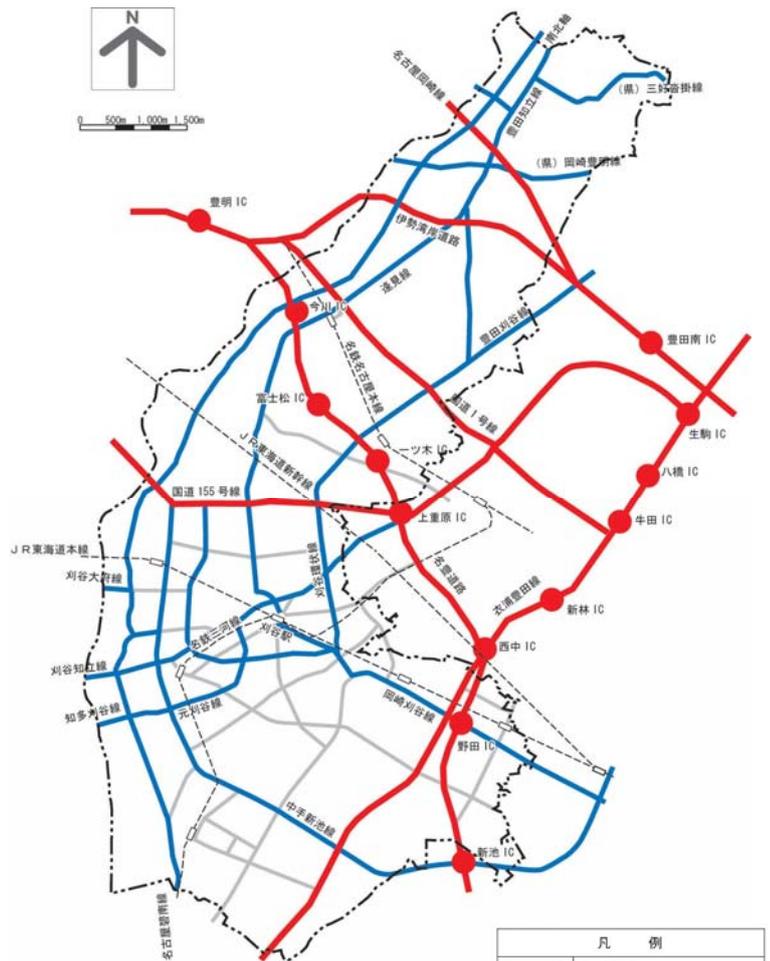
特に、本市は南北に細長く、東西を河川で分断されているといった地理的条件を有しており、南北方向のネットワークの強化を図る必要があることから、南北軸の確保を検討します。

(その他幹線)

地域の生活に必要な幹線道路をその他幹線と位置づけ、広域幹線や都市幹線への接続性を高めます。

②鉄道軸

通勤・通学を支える重要な公共交通機関であるJR線、名鉄線は、鉄道軸として位置づけます。特に、各鉄道駅周辺においては、地域拠点としての様々な機能集積や、交通結節点としての機能の強化を図ります。



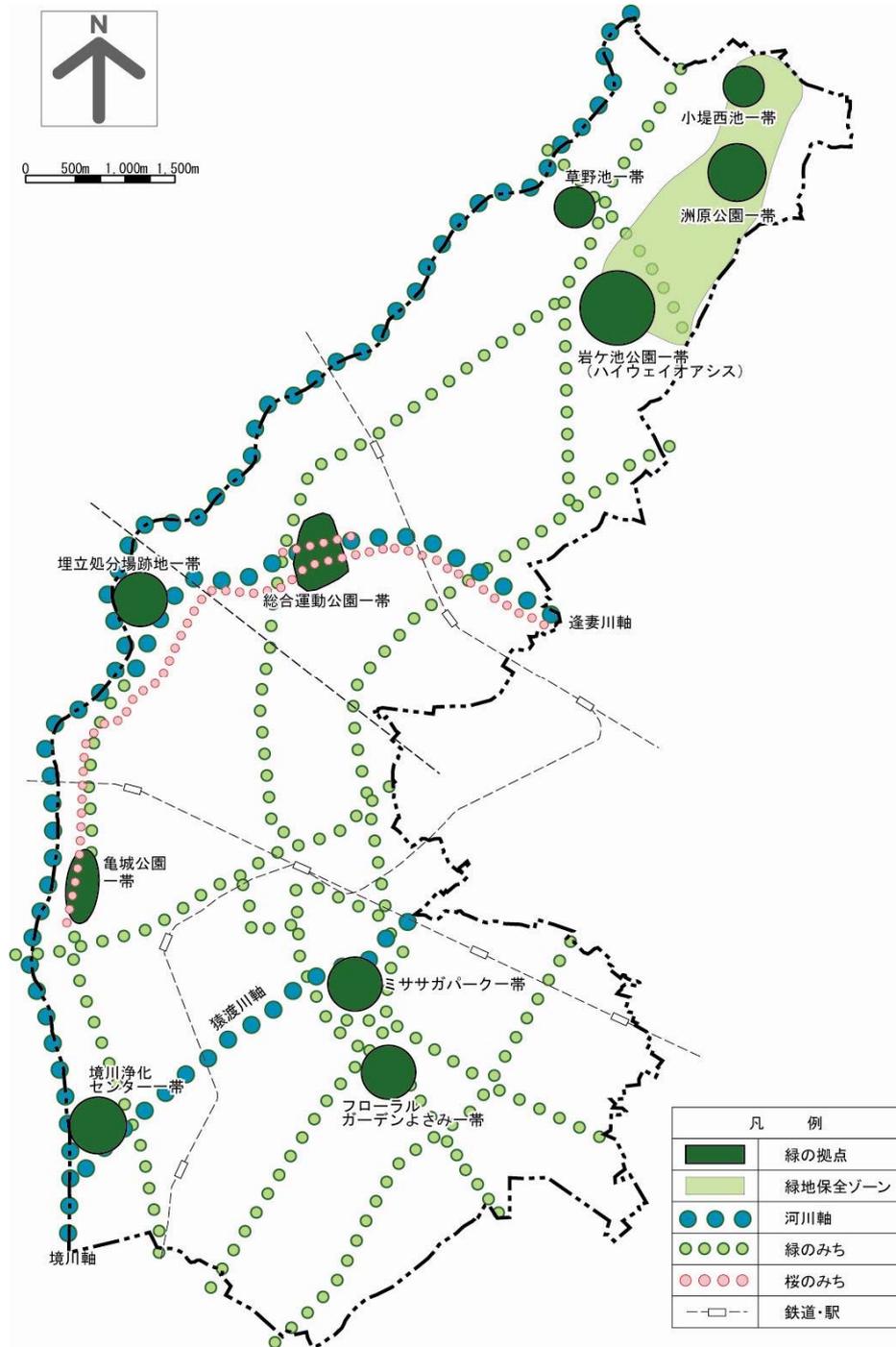
交通軸図

凡 例	
—	広域幹線
—	都市幹線
—	その他幹線
- - -	鉄道・駅

(2) 水と緑で形成する環境軸

本市の特徴である3つの河川軸と街路樹などによる緑のみちや、桜並木などによる桜のみちを緑の軸と位置づけ、動植物の生息・移動空間やレクリエーション機能などを担う、水と緑のネットワークの形成を図ります。

主要な都市公園や緑地などの一帯を、市域を代表する緑の拠点と位置づけ、積極的な緑の保全・創出を図ります。



環境軸図

3 - 2 - 3 都市の核となる拠点

地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積する拠点の形成を図ります。

(都市拠点)

刈谷駅及び名鉄刈谷市駅周辺を「都市拠点」と位置づけ、人、モノ、情報を集め様々な出会いと交流を促進させる多様な都市機能を集積させます。刈谷駅周辺は、商業・業務施設や住宅のほか公益施設や医療・福祉施設等の様々な都市機能が集積する本市の顔であり、市街地の再開発などによる土地の有効・高度利用と魅力ある複合的な駅前空間の創出をめざします。

また、名鉄刈谷市駅周辺は、刈谷駅の機能を補完し、まちなか居住を積極的に促進させ、刈谷駅と一体となった機能的で利便性が高い拠点形成を図ります。

(地域拠点)

JR及び名鉄の駅周辺と、鉄道駅の無い北部地域の井ヶ谷地区（愛知教育大学入口）バス停周辺を「地域拠点」と位置づけます。地域拠点は生活に身近な商業・福祉、生活サービス、交通結節機能等の都市機能を集積・強化し、地域特性をいかした日常生活の利便性の維持・向上のための拠点形成を図ります。

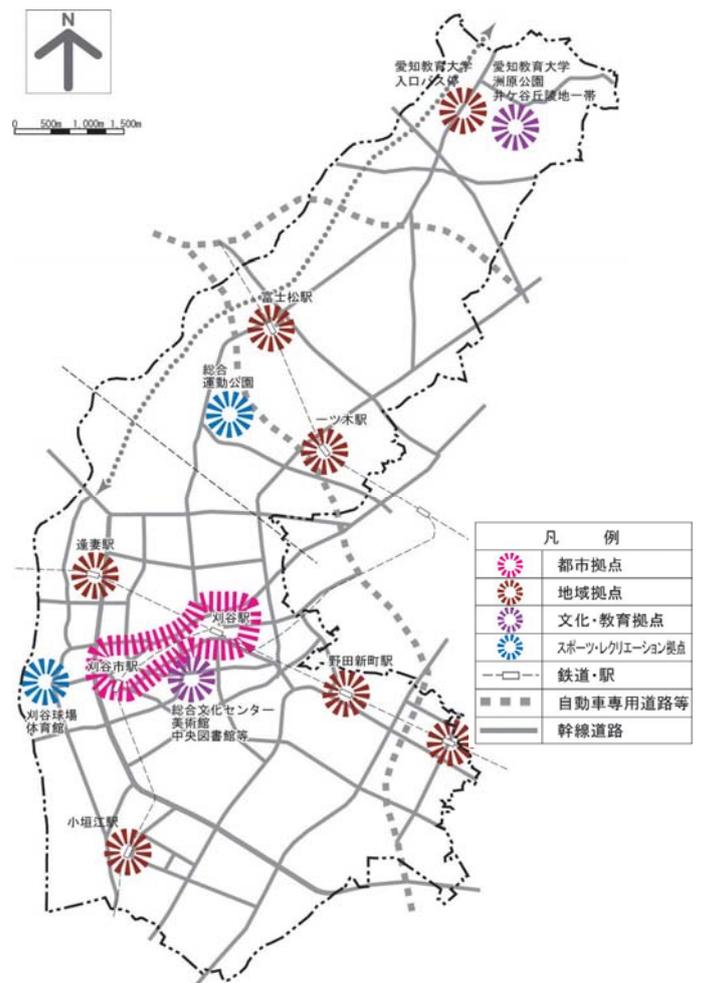
(文化・教育拠点)

刈谷駅の南側は総合文化センター、美術館、中央図書館等が集積しており、「文化拠点」として位置づけます。市民の芸術・文化活動を積極的に支援し、刈谷駅北口の産業振興センター周辺と連携を図り、幅広い市民交流の場としての機能を充実し、文化性の高い魅力とゆとりある都市環境の形成をめざします。

また、井ヶ谷丘陵地の愛知教育大学周辺を「教育拠点」と位置づけ、社会の発展などに貢献できる優れた人材を育成する多様な教育の場としての充実を図ります。

(スポーツ・レクリエーション拠点)

総合運動公園や体育館や球場などが集積している地域をスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、スポーツなどを通じた交流や健康増進などのため市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。



都市拠点図

3 - 2 - 4 土地利用のゾーニング

本市の発展動向を踏まえた市街地としての土地利用の推進や、農地や樹林地として保存などにより、地域特性に応じた土地利用の推進をめざします。

(住居ゾーン)

現在の住居系用途地域が指定されている市街地や市街化区域に隣接・近接している市街化調整区域の一団の既成市街地を住居ゾーンと位置づけます。

住居系用途地域が指定されている市街地においては、住環境の向上、市街化区域内の良好な都市基盤の確保及び未利用地の積極的な活用をめざします。また、市街化調整区域の一団の既成市街地においては、市街化区域内の市街地に準ずる地区として、防災性の向上に配慮し、ゆとりある住環境の確保を図ります。

(商業ゾーン)

刈谷駅から名鉄刈谷市駅周辺を中心市街地及びその他の鉄道駅周辺を商業ゾーンと位置づけ、商業・業務機能の集積を図ると共に、日常生活の利便性の向上をめざします。

また、刈谷駅を中心とした中心市街地は、商業機能だけではなく複合的な機能集積をめざし、都心居住の推進などによる有効・高度利用を図ります。

(工業ゾーン)

市街地中心部に立地する工業ゾーンは、今後とも生産機能を強化し、また、研究・開発等の業務系機能の強化も含めた有効・高度利用等の効率的な土地利用により、市街地中心部に相応しい業務系市街地への転換を推進します。

産業の主要な軸となる衣浦豊田線の沿道については、広域的な視点からも産業集積に向けた利便性が非常に高いことから、本市及び周辺地域の都市活力の活性化に向けて、新規に工業ゾーンとして位置づけます。この新規の工業ゾーンは、市街地内で用地の拡張が困難となっている既存事業者の規模拡大や新規産業の誘導、住工混在の解消に向けた工場の移転などの受け皿として、周辺の自然環境や居住環境に配慮し、計画的な整備を図ります。

(住工混在ゾーン)

市街地中心部の工業ゾーン周辺で住宅と工場などが混在している地域を住工混在ゾーンと位置づけ、良好な住環境の確保に向けた土地利用の純化をめざし、まちなか居住を推進します。

また、土地利用の純化が困難な場合は、工場などの緩衝緑地や敷地内緑化を充実させ、住環境と調和した多様な機能の共生する活気に満ちたまちづくりを推進します。

(沿道ゾーン)

国道155号や岡崎刈谷線沿道を沿道ゾーンと位置づけ、周辺の居住環境の保全を基本とし、生活利便性の向上に向けた身近な商業・業務機能の集積を図ると共に、効率的な土地利用の推進をめざします。

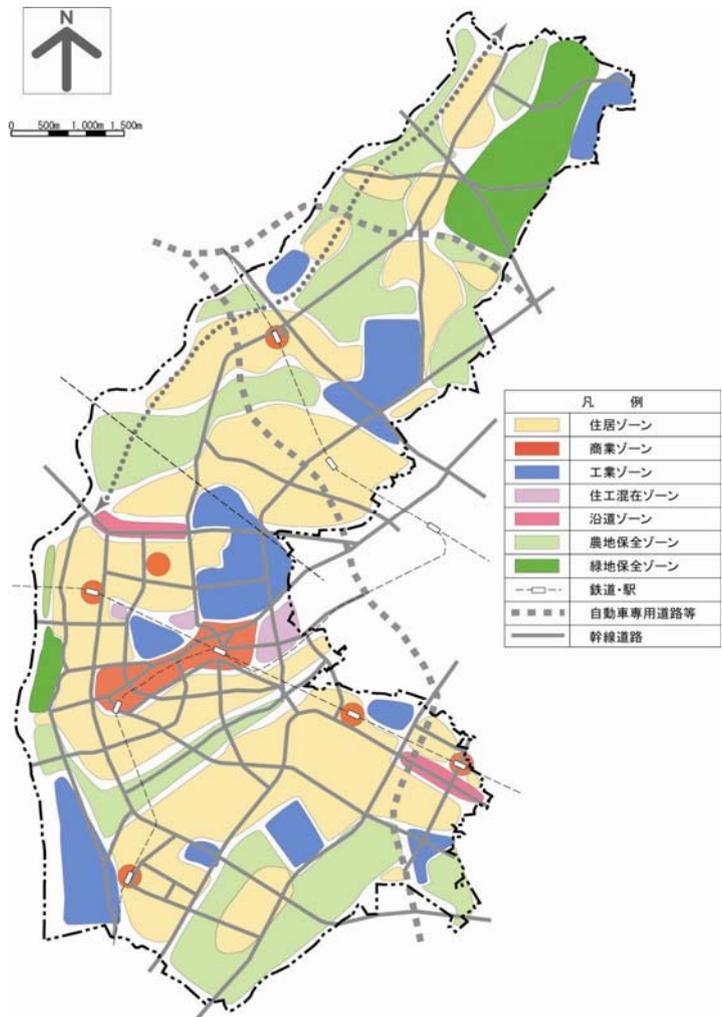
(農地保全ゾーン)

南部地域や北部地域の一団のまとまりのある優良農地と小集落については農業保全ゾーンとして位置づけ、都市空間にゆとりを与え、安全・安心な食料供給の場として農用地の効果的な活用を図り、農業生産機能の強化を図ります。また、農業生産機能だけではなく、保水、景観などの緑地機能としても保全に努めます。

(緑地保全ゾーン)

井ヶ谷丘陵地の樹林地は、国土保全、水源かん養、環境保全等の機能をもつ、良好な自然空間を形成している地域であるため、貴重な緑地として周辺の果樹園地なども含めて保全に努めると共に、市民の憩いの場としての公園や緑道などの計画的な整備を図ります。

また、亀城跡周辺については、水や緑が豊かな地区であり、文化財や歴史施設と一体となった貴重な緑地であることから、本市の歴史文化と貴重な緑として整備・保全を図ります。



土地利用ゾーン区分図

3 - 2 - 5 目指すべき都市構造

都市拠点・地域拠点の形成と地域特性をいかした土地利用の推進に加え、都市軸による地域の連携により、持続可能な都市構造の構築をめざします。そのため、目指すべき将来都市構造を構築するために、特に本市が取り組むべき事項は以下のとおりです。

(拠点の形成と市街地の拡大)

刈谷駅から刈谷市駅周辺を中心市街地を都市拠点と位置づけ、まちなか居住を推進します。さらに、郊外における商業施設等の立地を抑制するとともに、行政機関や病院・学校・文化施設・高齢者向け福祉施設などの公共公益施設や商業の充実・集積、土地の有効・高度利用等により、中心市街地への来訪者を増やし、賑わいの創出を図ります。あわせて、都市拠点周辺の住工混在ゾーンについては、住居系への転換を図ります。

その他の鉄道駅周辺や北部のバス停周辺などは、生活上に必要な公共公益施設の充実や土地の有効・高度利用等を図り、それらの拠点を取り巻くように住居ゾーンを配置することで、地域拠点を形成します。

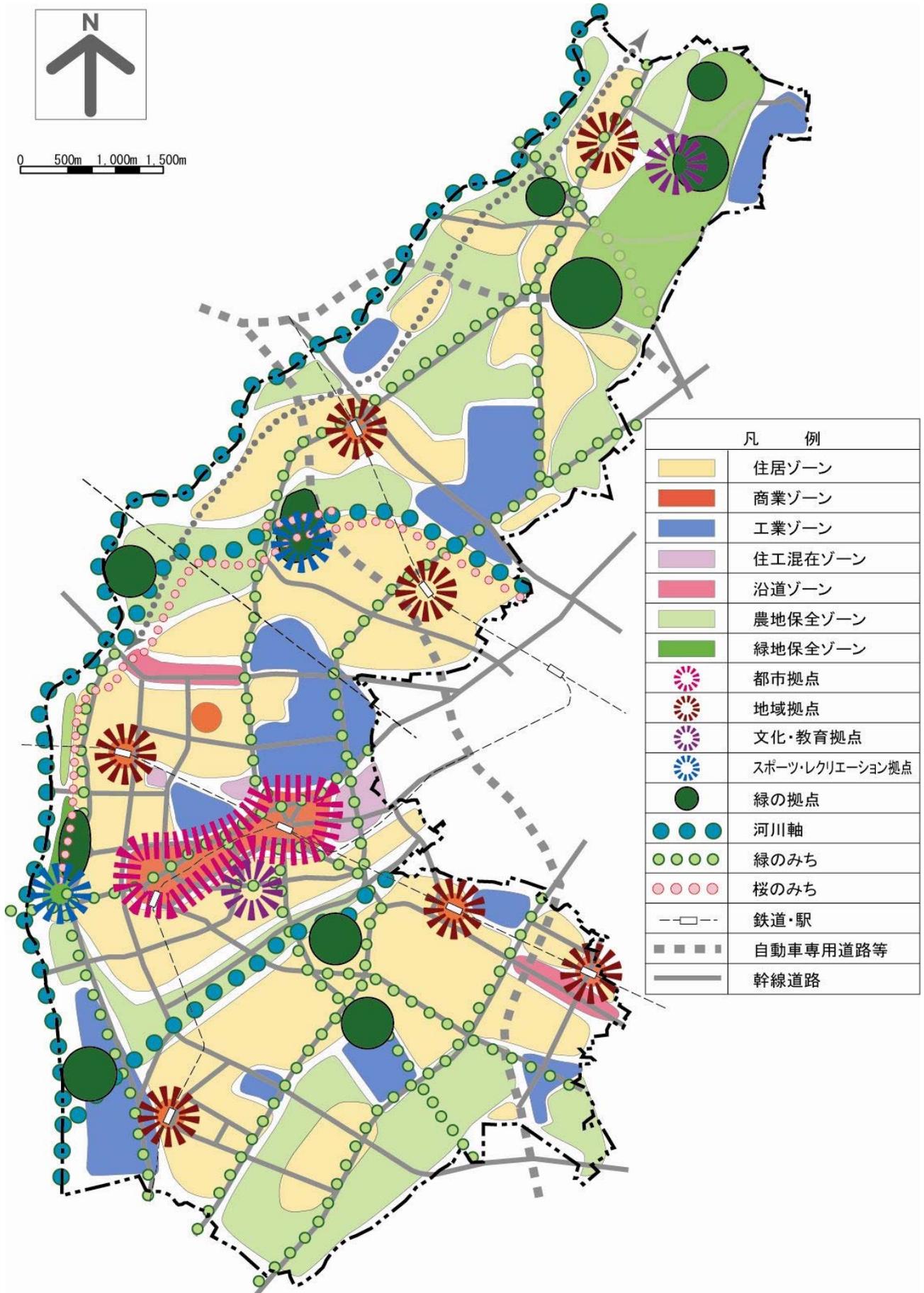
住居ゾーンの拡大は、市街化区域内の良好な都市基盤の確保や、未利用地の積極的な活用を優先します。その上で、増加する人口の受け皿として、市街化区域に隣接した区域で、周辺の市街地との一体となった計画的な配置をめざします。また、工業ゾーンの拡大は、市街地内において用地の拡張が困難となっている既存事業者の敷地拡大や、新規産業の誘導、住工混在の解消に向けた工場の移転などの受け皿として、計画的な拡大を図ります。特に、衣浦豊田線は広域的な視点からも産業集積に向けた利便性が非常に高いことから、周辺地域との調和に配慮し、一団での工業用地の確保を図ります。

なお、市街地の拡大にあたっては、保水・遊水機能も有する優良農地との整合を図り、安全・安心な食料供給の場として、農用地の効果的な活用・農業生産機能の保全に加え、保水、景観などの緑地機能としても、良好な自然環境の保全に努めます。

(効率的・総合的な都市軸の形成)

南北に細長い市域にはしご状に配置した幹線道路により、自動車交通の円滑な処理を図り、震災・火災時等の延焼防止や避難路の確保、緊急活動の円滑化を図ります。また、広域的な道路軸として、北部・中部地域に国道1号線及び名豊道路、南部地域に衣浦豊田線が配置されており、特に衣浦豊田線については、わが国の代表的な自動車産業の拠点でもある豊田市及びその周辺と、国内・国外の重要な物流拠点である中部国際空港及び衣浦港を結ぶ重要な軸として位置づけ、整備を推進します。さらに、公共交通も含め、低炭素型の都市構造の実現に向けて、歩いて暮らせる交通体系の構築をめざします。

環境軸については、河川沿いの水辺空間などを活用し、徒歩及び自転車等による快適な移動空間となる緑道などで構成し、大規模な公園などの緑地拠点を結びながら、市全域にわたる緑のネットワークを構築し、環境面・景観面に配慮した良好な都市空間を構築します。なお、これらの災害時の避難路、避難地としての機能も有しており、適切な整備により防災機能の強化を図ります。



将来都市構造図

3-3 都市整備の方針

将来都市像を実現化するために、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地整備、自然環境、都市防災、都市景観、その他の都市施設整備の各分野についての整備方針を示します。

3-3-1 土地利用の方針

本市の土地利用は、市民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、農産物の生産基盤である農業的土地利用及び自然環境を保全する自然的土地利用に区分されます。

今後の土地利用は、都市的、農業的・自然的土地利用が健全な調和を保つことを基本として、市民が安心して快適に暮らすことができる、持続可能な都市づくりをめざします。

本計画では、都市的土地利用と農業的・自然的土地利用の方針を以下のとおりとします。

(1) 都市的土地利用の方針

< 主な方向性 >

- ・ 持続可能なまちづくりのため、都市基盤の整備費や維持管理費などの都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な土地利用を図ります。
- ・ 住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた基盤整備を図り、市域における地理的条件、地域特性及びまちづくりの熟度などを踏まえて、選択と集中により都市機能や生活機能などを担う拠点の適切な配置に努めます。
- ・ 生産緑地に指定された農地については、市街地内における貴重な緑地として維持・保全を図ります。
- ・ 市街化区域内の土地利用の中でも、中心市街地と密集度の高い市街地については、既成市街地として土地利用の方針を示します。中心市街地は、本市の拠点として土地利用の規制・誘導を図ります。また、密集度の高い市街地は、古くから都市基盤が不十分なまま形成されていることから、整備に向けた機運の醸成や合意形成に努め、まちの特色を残しつつ、安全安心に住み続けることができるまちづくりを目指します。
- ・ 市街化区域内の未利用地の積極的な活用に加え、増加する人口や工場の移転などの受け皿となる拡大市街地を新市街地として、低炭素社会の構築に配慮し、農業的・自然的土地利用との調和による計画的な市街地の拡大に取り組みます。

①既成市街地の方針

(中心市街地)

本市の玄関口である刈谷駅周辺地区は、鉄道及び路線バスなどの公共交通結節点として、市内外へのアクセス利便性が高く、人・モノ・情報が集まります。そのため、民間活力の活用を含む市街地再開発などによる都市基盤の再生と、景観にも配慮した快適な都市空間の形成をめざし、土地の高度有効利用の推進を図ります。また、公共交通の利用者や、地域住民の暮らしを支える商業、文化、医療・福祉、教育・行政等の都市機能が充実する中心市街地として、魅力と賑わいのある土地利用を誘導します。

(密集度の高い市街地)

生活の基盤としての安全を確保し、安心して住み続けることができる住環境の確保が必要とされています。古くから集落が形成され、建物が密集する地域は、道路幅員も狭く防災安全面や生活環境面で多くの課題を抱えています。こうした地域は、既成市街地の整備などによる住宅の防災性の向上に向けて、市民の自主的なまちづくりへの取り組みを支援し、合意形成を図り、道路や公園などの整備を推進することで、ゆとりある生活空間を創出し、安全で良好な住環境の形成をめざします。

②新市街地の方針

(住居系新市街地)

本市の人口動向は、全国的な人口動向と異なり今後も増加傾向が想定されることから、増加する人口の定住化を促進するため、職住近接に配慮し、道路などの都市施設を有効に活用できる地域に、住居系新市街地を計画的に創出します。

新市街地として住宅地区を配置する地区は、小垣江町の北部地区、依佐美地区とし、土地区画整理事業や地区計画などにより、良好な都市基盤の確保や治水等の防災対策及び幹線道路網や生活利便施設等の適切な配置を図り、戸建住宅を中心としたゆとりある居住環境を創出し、安全で住み心地のよい住宅地の形成をめざします。

(工業系新市街地)

製造業を中心とする産業は、本市の経済活力を持続的に維持発展させる資源であることから、製造品等の流通に必要な広域交通体系が確立された地域に、工業系新市街地を創出し、活発な産業活動を支えることとします。

工業系新市街地は、既存市街地にまとまった用地の確保が困難なことや、新規産業及び既存市街地内の製造業などの移転先として、受け入れが可能なように、一団のまとまった土地の確保を図ります。

土地利用の拡大を検討する区域としては、既存の大規模工場などに隣接している一里山地区、野田町二ツ池地区及び衣浦豊田線沿道の依佐美地区などとし、対象地区の農業的・自然的土地利用の特色を極力壊さないように、土地区画整理事業や地区計画などによる都市基盤を確保します。あわせて、低炭素社会の構築に配慮し、積極的な敷地内や屋上・壁面緑化を推進します。

③市街化区域内の方針

都市的土地利用の配置としては、現状の土地利用状況と市街地の発展動向を考慮し設定します。

（住宅地区）

既存の住居系市街地では、住環境の維持・向上と低未利用地の積極的な活用を図ります。特に都市拠点の中でも名鉄刈谷市駅周辺は、まちなか居住を推進し、各地域拠点周辺や現行市街地内へ積極的に人口を集積するため、土地の高度利用の推進を図ります。また、本市の道路や公園などの整備が不十分な地域では、積極的に都市基盤を整備し、良好な居住環境の確保に努めます。

（商業地区）

刈谷駅から名鉄刈谷市駅周辺の市街地中心部を、都市機能の集積した都市拠点と位置づけ、既存のストックを活用した、集約型の市街地形成に向けた土地の有効・高度利用を図ります。また、まちなか居住の推進とともに、魅力ある商業環境の形成を促進し、中心市街地の再生、活性化を図ります。さらに、中心商業地にふさわしい様々な都市機能の集積や、適正な土地利用の誘導を図る必要のある地区では、用途地域の見直しや地区計画などを検討します。

一方、その他の鉄道駅周辺などは、日常生活の拠点となる地域拠点と位置づけ、各地区の特性や駅に近接した交通利便性などを活かした商業集積及び地域の生活利便性に寄与する都市機能の強化を図ります。

（工業地区）

刈谷駅周辺は大事業者の本社・工場が集積しており、周辺も既に市街化していることから、これ以上の拡張が困難となっています。また、市街地周辺においても、大規模な工場が立地しており、これらの工場も含め、既存工場の高度化・多角化などの工業系機能の更なる集積・拡充に当たっては、周辺都市環境との整合に配慮しつつ、土地利用の規制・誘導策を検討し、将来にわたっての持続可能なまちづくりと、社会経済情勢の変化への対応に努めます。

（住工混在地区）

市街地中心部の大規模工場周辺の住工混在地区は、地域の特性に配慮した土地利用の純化をめざします。特に、都市拠点に近接している地区では、住民主体の建築協定や地区計画などの活用に努めます。

（沿道複合地区）

国道 155 号線及び岡崎刈谷線沿線を沿道複合地区と位置づけ、周辺の居住環境の保護を基本とし、中心市街地の活力や商業地区への影響などに配慮しつつ、周辺生活に必要な機能の集積を用途地域の変更などにより、計画的に土地利用を誘導します。

(2) 農業的・自然的土地利用の方針

< 主な方向性 >

- ・ 農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災空地や緑地空間、遊水池的機能などの多面的な役割を持っています。
- ・ 農業の維持発展を支えるため、ほ場や用排水施設などの基盤整備を図り、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を保ち、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。
- ・ 都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点からも大きな役割を果たしています。
- ・ 市内に残る貴重な樹林や水辺などの自然環境を保全するとともに、緑化の推進に努めます。

① 農業的土地利用の方針

農業的土地利用については、農業振興に配慮しつつ、農業生産や保水・遊水機能の保持に向けて、新たな開発行為はできる限り抑制し、「農業振興地域整備計画」に基づいた貴重な優良農地の保全・活用に努めます。

(農業地区)

本市の農業は水稻や果樹、露地野菜などを主体として構成されており、名古屋市など大都市に近く、流通性に優れている利点をいかし、都市近郊型農業が営まれています。

産業としての農業を維持・発展させるため、現在残されているまとまりのある優良農地の維持・確保に努めます。特に、北部地域や南部地域の一団のまとまった水田地帯を形成している地区などを農業地区と位置づけ、農地の利用集積などによる農業振興に配慮しつつ、農地の整備、保全を図ります。

農地は集中豪雨時の遊水池的機能や、地震発生時の防災空地機能など、農業生産機能以外にも大きな役割を果たしていることから、自然的土地利用との調和を図りながら、農地の持つ多面的な機能の維持に努めます。

(集落地区)

北部及び南部地域の市街化調整区域内の開発行為などによって造成された比較的大規模な一団の住宅地や、既成集落などを集落地区と位置づけ、防災性や生活利便性の向上に資する生活道路などの整備を推進します。また、住民主導の地区計画などの活用を検討し、住環境とコミュニティの維持・向上を図ります。

②自然的土地利用の方針

自然的土地利用については、本市特有の貴重な自然環境の保全や保水・遊水機能の保持に向け、新たな開発行為は抑制し、「緑の基本計画」に基づく貴重な自然環境の保全・活用に努めます。

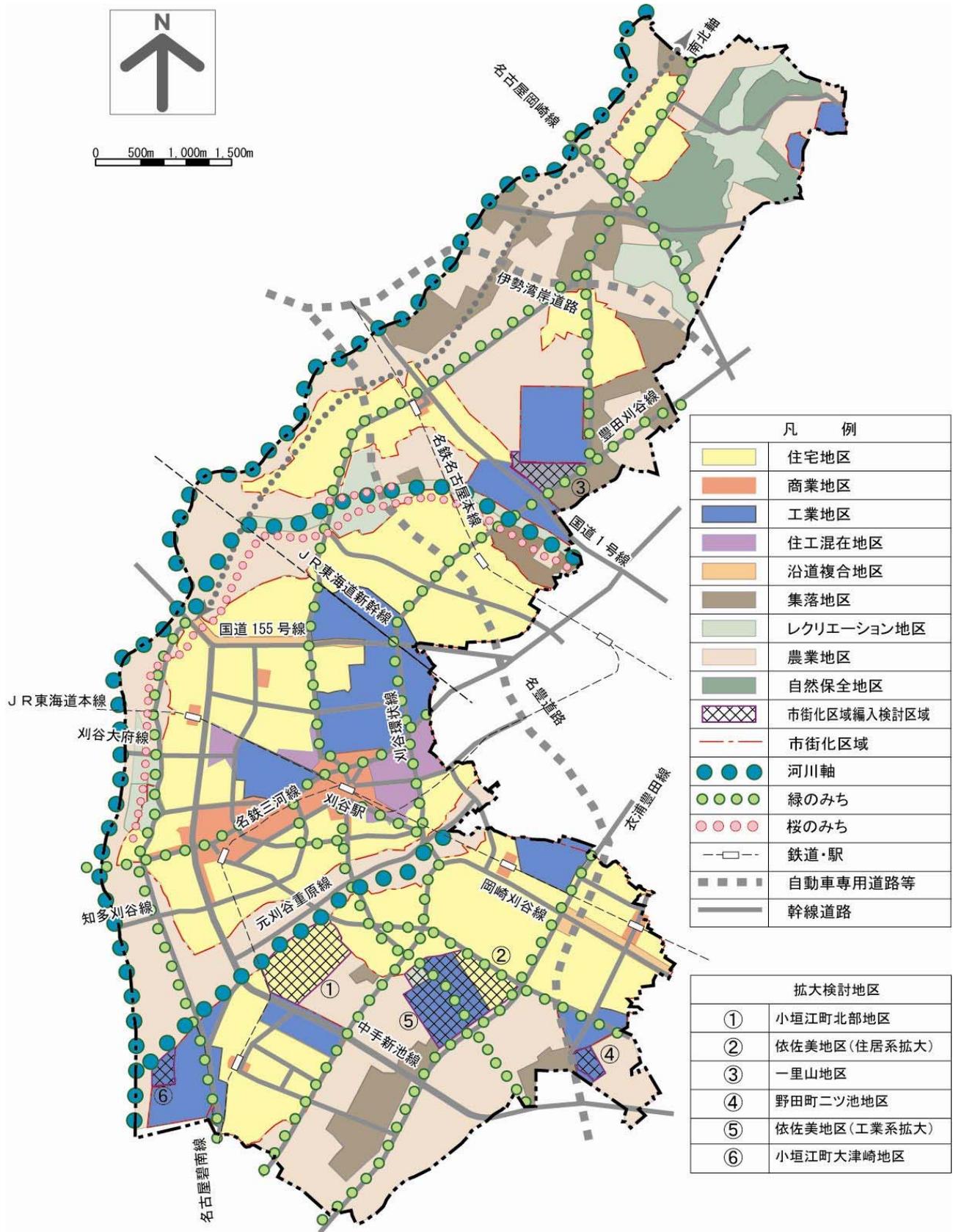
（自然保全地区）

都市化の進展とともに、減少傾向にある貴重な樹林や親水空間としての河川及びため池などの水辺については、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの観点から保全に努めます。

特に、国の天然記念物に指定されている小堤西池のカキツバタ群落をはじめとした、貴重な自然財産を有する北部の樹林や水辺などについては、保全とともに自然に親しむことのできる空間としての活用を図ります。

（レクリエーション地区）

刈谷市総合運動公園や岩ヶ池公園、フローラルガーデンよさみ、亀城公園などの主要な公園や、河川・池沼等の水辺周辺地域をレクリエーション地区と位置づけ、市民の憩いの場となるレクリエーション空間としての整備・活用を進めます。



土地利用方針図

3 - 3 - 2 都市交通の整備方針

今日の都市交通問題は、単に交通混雑や交通機関相互の機能分担の問題にとどまらず、まちづくりとの連携、防犯性の向上、環境や景観への配慮等、さまざまな課題に対応することが必要となっています。また、将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、誰もが使いやすい交通施設の整備や、持続可能な都市を支える新しい公共交通の仕組みをつくり上げていくことが必要であります。

これまでの需要追随型の道路交通施策から、環境や景観、安全安心、交通弱者の保護優先等の新しい視点を含めた、目標達成型の道路交通施策を推進します。

特に、本市が目指す集約型都市構造の実現に向けては、本市内の各拠点の形成に加え、各拠点をネットワークする公共交通の充実が不可欠であり、今後の交通施策の実施にあたって、地域間の交流と連携を促し、地域の活力を維持・創出するとともに、地域住民の日常生活を支える交通体系の構築が必要です。

①総合交通対策の推進

<主な方向性>

- ・ 市内の自動車交通、バス及び鉄道交通は、それぞれが独自に計画や整備を行ってきましたが、これらの交通は、自転車や歩行者の視点も含め相互に密接に関係しています。今後は、関係者が協力して、道路整備計画の見直しを含めた総合交通体系を確立し、交通需要マネジメント（TDM）施策と連携した総合的な交通施策により、ユニバーサルデザインに配慮した都市交通環境を形成し、過度に自動車交通に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

（総合交通対策の推進）

多様な移動手段が選択できる交通施設の整備、TDMやモビリティ・マネジメント（MM）による公共交通へのシフトなど、環境配慮型の交通体系を推進します。

また、ITSの導入検討など情報化社会に対応した道路機能、交通流動化に向けた道路環境の充実を図るとともに、「交通バリアフリー基本構想」を拡充し、新しいバリアフリー歩行空間を形成し、多様な交通手段により快適に移動できる交通環境づくりを推進します。

②道路の整備方針

< 主な方向性 >

- ・ 現行都市計画道路の整備を推進し、物流の円滑化による低炭素型の社会構築も踏まえて、良好な生活環境を阻害する通過交通の排除や、渋滞解消を図ります。また、今後の自動車交通量の増加や、中部国際空港及び衣浦港との連携、国・県道の整備計画などを踏まえ、幹線道路網の整備を促進します。
- ・ 有効・高度利用を図る市街地中心部では、自動車交通需要の増加が懸念されるため、安全な道路空間を確保します。

(道路の整備)

自動車交通の増加を踏まえ、衣浦豊田線の多車線化や未整備幹線道路の早期事業化を国や県に要望し、南北間をはじめ、地域間交通流動の円滑化を促す幹線道路の整備を推進します。また、交通渋滞の緩和や、地域の良好な環境を創出するために、幹線道路の交差点改良及び緊急車両の通行を確保する生活道路の整備を推進します。

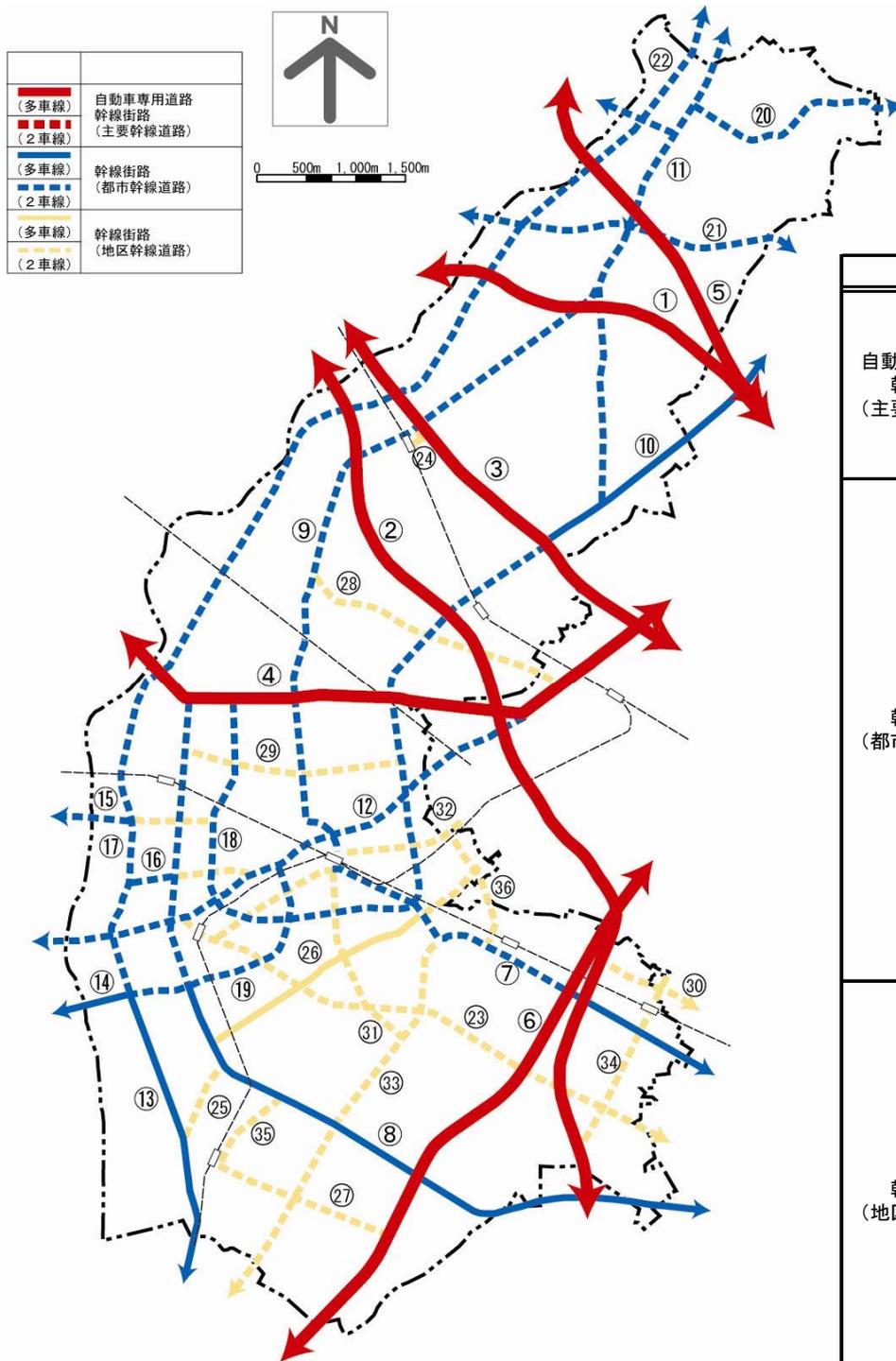
社会経済情勢の変化を踏まえ都市計画道路のあり方を検討し、周辺の土地利用や緊急性などを考慮し、道路整備を進めるものとします。これにより生活圏を結ぶ広域的な都市間交通ネットワークの充実を図り、集約型都市構造の構築に向けた交通体系の形成をめざします。

なお、都市計画道路は、社会経済情勢などの変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

(歩道・自転車道の整備)

自動車交通の円滑な処理機能を向上させる一方で、ユニバーサルデザインに配慮した高齢者や障がい者にやさしい道路づくりの推進や、歩行空間のバリアフリー化を図ります。また、「緑の基本計画」に基づく沿道の緑化を推進し、周辺環境に調和した植栽設置などによる上質な都市空間の形成を図り、安全で快適な都市空間としての整備を推進します。

さらに、電線類の地中化により歩行空間を拡大し、誰もが歩きやすい歩道の整備を推進するとともに、道路形態を見直し、必要などころでは自転車と歩行者の分離を行い、安全な道路空間を確保します。



構想路線図

種類	番号	路線名
自動車専用道路 幹線街路 (主要幹線道路)	1	伊勢湾岸道路
	2	名豊道路
	3	国道1号
	4	国道155号
	5	名古屋岡崎線
	6	衣浦豊田線
幹線街路 (都市幹線道路)	7	岡崎刈谷線
	8	中手新池線
	9	逢見線
	10	豊田刈谷線
	11	刈谷三好線
	12	刈谷知立線
	13	名古屋碧南線
	14	知多刈谷線
	15	刈谷大府線
	16	衣浦東線
	17	八幡線
	18	刈谷環状線
	19	元刈谷線
	20	県道三好沓掛線
	21	県道岡崎豊明線
	22	南北軸
幹線街路 (地区幹線道路)	23	刈谷桜井線
	24	富士松駅前線
	25	巡見橋線
	26	元刈谷重原線
	27	小垣江線
	28	築地石亀線
	29	高津波重原線
	30	大西菰神線
	31	高須線
	32	上重原線
	33	半城土吉浜線
	34	大脇線
	35	小高線
	36	上重原野田線

種別	整備方針
自動車専用道路 幹線街路 (主要幹線道路)	愛知県の道路体系の骨格を形成するものであり、県内通過交通や県内各都市間交通を担っています。広域交通体系の構築に向けて、名古屋岡崎線、衣浦豊田線の整備を促進します。
幹線街路 (都市幹線道路)	隣接都市を繋ぐ道路や自動車専用道路へのアクセス道路等、都市の骨格を形成する道路を都市幹線道路と位置付けます。豊田刈谷線、名古屋碧南線、中手新池線の整備を推進します。また、南北軸の強化に向けた幹線道路の整備の検討を図ります。
幹線街路 (地区幹線道路)	都市幹線道路以上の道路によって囲まれた区域内を補完するものを地区道路と位置付けます。地区内の交通の円滑な処理機能の確保、幹線道路への接続性向上のために、元刈谷重原線等の整備の推進や土地区画整理事業の推進にあわせた上重原野田線の整備を推進を図ります。

③公共交通の方針

<主な方向性>

- ・ 集約型都市構造の実現に向けて、本市内の各拠点の形成に加え、各拠点をネットワークする公共交通の充実を図り、自動車に過度に依存しない交通体系の構築に向けた取り組みを進め、誰もが安心して利用できる交通環境の構築を進めます。
- ・ 鉄道駅の利便性の向上と交通結節機能の強化を図ります。
- ・ 歩いてくらせるまちづくりの実現に向けて、身近な生活の交通を担うバス交通などの充実を図ります。

(公共交通の充実)

持続可能な都市の実現に向けた中心的な役割を担う鉄道は、路線バスなど他の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便性向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用を図ります。また、鉄道駅および周辺施設の充実やアクセス機能の改善による利便性の向上に取り組み、鉄道駅と自動車交通との連携に資するパークアンドライド機能など交通結節機能の強化を図っていくものとします。さらに、名鉄名古屋本線富士松駅での停車本数の増加を要望するとともに、市内主要駅の利便性や安全性の向上を図ります。

バス交通については、民間活力を活用したバス事業の誘導や支援などを継続します。さらに、鉄道駅へのアクセスの強化をめざし、刈谷市公共施設連絡バスの路線・運行時間の拡大についての検討や地域の利便性に資する路線・運行時間の検討を図ります。また、市民の移動手段として、刈谷市公共施設連絡バスの利便性を高め、充実を図ります。

④その他の交通施設の方針

<主な方向性>

- ・ 安全で円滑な移動を確保するため、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など、公共交通結節点の機能強化・充実を促進します。
- ・ 鉄道・路線バス、自家用車、自転車・徒歩など、さまざまな交通手段を有効に組み合わせて利用できるようにすることで、公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図ります。
- ・ これらの機能強化・充実にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮します。

(駅前広場)

駅前広場は、バス、タクシー等と鉄道との連絡を円滑にするための都市施設として、地域住民などの利便性の向上をめざし、整備を推進します。

特に刈谷駅は、各交通手段の機能が十分に生かされる総合交通体系の確立を前提として、交通結節機能の強化にも配慮します。

(駐車場)

駐車場は、路上駐車の減少や交通渋滞の緩和、商業活動の活性化を促進するなどの役割を担っています。交通安全をはじめとする生活環境や円滑な都市活動の維持をめざし、駐車場の需要実態を踏まえ、公共駐車場を設置するとともに、地域における共同駐車場の設置を支援します。

(自転車駐車場)

自転車の利用は年々増加しており、過度に自動車に依存しないまちづくりを進める上で、鉄道駅のアクセス性を高め、自転車駐車場の整備などにより、歩行者の安全に支障のない自転車利用環境の整備を進めます。

鉄道駅周辺では収容能力が限界に達しているところも出てきていることから、今後も増加すると想定される自転車利用に対処するため、鉄道駅の駅前等での駐輪場の整備・拡充を図るなど、新たな施設整備を推進し、自転車利用者の利便性の向上を図ります。

3 - 3 - 3 公園・緑地の整備方針

公園・緑地は、市民が生活の豊かさを実感できる緑にあふれた都市の形成に向けて必要な要素であり、本市の歴史・文化や産業と結びついた、連続性のある緑の空間の創出をめざします。

都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、緑の持つ多面的な役割に応じて、都市公園や公共施設の緑地などの計画的な配置を検討します。また、自然環境の保全、災害防止、レクリエーション需要への対応や景観形成といった、誰もが利用しやすいコミュニティ空間として充実させるため、市民ニーズや地域特性をいかす中で、広域的なつながりが確保できるよう、河川や道路空間の活用も図りつつ、都市公園を拠点とした自然的環境のネットワークの形成を図ります。

なお、都市公園や公共施設の緑地などを対象として、国の設定する目標整備量や配置などの方針や、本市の定める「緑の基本計画」に従って、整備を推進します。

①暮らしを守る緑の整備の方針

<主な方向性>

- ・ 緑は私たちに心安らかな生活をもたらすだけでなく、火災や地震などの災害から私たちの生活を守ってくれます。そのため、災害時の避難地となる公園などのオープンスペースの確保、避難路となる幹線道路の街路樹緑化や緑道などの整備を推進するほか、緑の持つ延焼防止、保水・遊水機能等の防災機能の維持・強化を図ります。
- ・ 現状の緑を守り、市街地に住んでいる人が安心して暮らせるよう、大規模な公園などの緑地拠点の整備を図ります。

(公園の整備・改善)

亀城公園は本市の歴史・文化のシンボルとして、桜の名所である城址公園としての整備を推進します。また、歴史博物館の建設により、市内に点在する多数の文化財の散逸を防ぎ、保存・活用に努め、本市の歴史や文化の発信拠点とします。

市民会館の跡地については、市街地の貴重な緑地として緑化に努め、災害時の様々な復旧支援活動用空地となる広場の整備を推進します。

誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進し、地域住民の意見を反映した市民参加型の公園整備に努め、災害時の緊急避難場所としての機能を備えた公園の整備や改善を推進します。また、省エネルギー型照明の設置や剪定枝の有効利用など、環境に配慮し、市民が安全に公園を利用できるよう適正な維持管理に努めます。

(緑地・緑道の整備)

境川、逢妻川、猿渡川の河川敷等を活用した緑道などの整備により緑のネットワークを形成し、地域の実情に合わせて避難所となる緑のオープンスペースや、それらをつないでネットワーク化するなど、新たな緑を育み、市民が散策等を楽しめる緑道やサイクリングロードを整備します。

身近な緑として、樹林や河川、ため池、田園等、現存する緑の保全を図り、井ヶ谷丘陵地や草

野池などの本市の特徴的な緑についてはそれらの特性に応じ、レクリエーション空間等として活用できるよう整備を推進します。社寺境内林や斜面樹林は貴重な緑地として保全を図り、亀城公園についても歴史的価値を有する緑地として保全します。

②身近にふれあえる緑の確保の方針

<主な方向性>

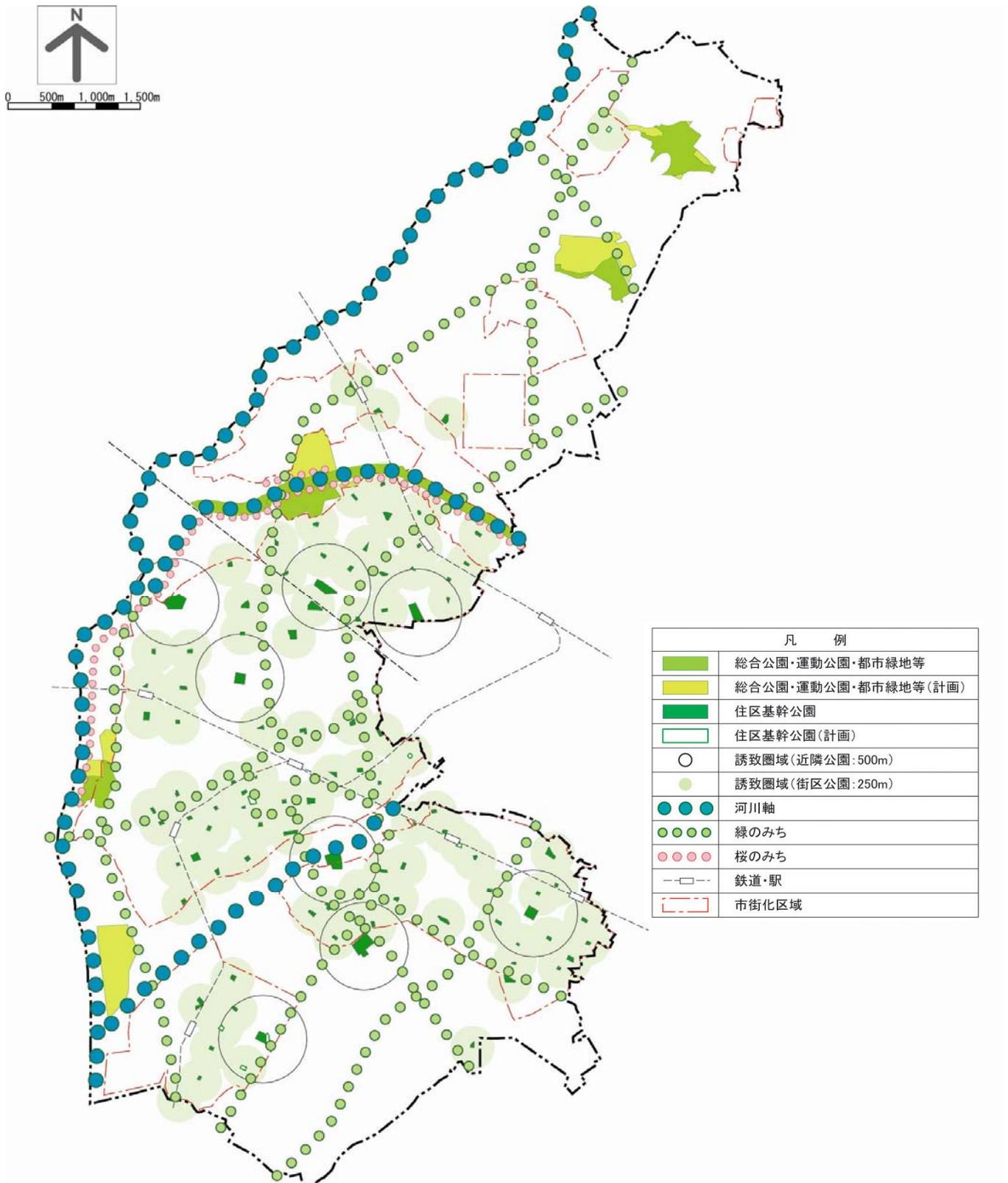
- ・ 市街地周辺部の水田等は、都市的土地利用の拡大などとの整合を図りながら、計画的な保全に努めます。
- ・ 市街地では、公園整備や街路樹植栽などを推進し、民有地の緑化の促進により、官民一体となった市街地内の緑の増進を図ります、また、日常生活で緑を身近に感じられる場所として、公園や緑地等が気軽に利用できるよう適正に管理することにより、緑と触れあえる空間づくりを行います。
- ・ 市街地では花と緑あふれるまちづくりをめざし、公共用地をはじめ、大規模工場や住宅などでも緑化に努めます。

(緑化の推進)

二酸化炭素(CO₂)の削減など緑化による効果やその重要性を市民に啓発し、市内の緑化を推進します。

公共施設や大規模工場は、良好な市街地環境の形成に向けた、積極的な緑化の推進を図ります。また、緑化推進基金を活用し、民有地における生垣設置や屋上緑化、壁面緑化などを支援します。

緑化保全活動を自主的に行う市民活動団体などの育成に努め、市民、事業者、行政が一体となった緑化推進活動を推進します。



公園・緑地の配置図

3 - 3 - 4 市街地整備の方針

これまでの市街地開発事業は、人口の増加に応じた市街地の拡大と、これに対応した都市基盤施設の整備を中心に行ってきました。今後は、人口構造の変化に対応し、既存ストックを活用した効率的で環境負荷の小さい都市基盤整備が必要となります。

このため、市街化区域内の都市的土地利用の割合が著しく低い土地の活用を十分考慮したうえで、民間活力を活用しつつ、既成市街地の再構築や鉄道駅などの周辺における市街地整備を進め、集約型都市構造の構築をめざした面的な都市基盤整備の推進を図ります。

市街地整備の方針

< 主な方向性 >

- ・ 既成市街地は、都市拠点・地域拠点や市街化区域内の未利用地における都市基盤の確保を図ります。また、密集した市街地においても、防災機能の確保と健全な土地利用をめざした都市基盤の整備を図ります。
- ・ 新市街地は、計画的な市街化に向けて土地区画整理事業や地区計画などの検討を行ない、都市計画の提案制度の活用や、計画的な民間開発の誘導などにより、良好な宅地の供給を図ります。
- ・ 市街化調整区域の集落では、住民の意向を踏まえつつ、地域の生活に必要な都市基盤の維持・保全により、居住環境の維持・確保を図ります。
- ・ 市街地整備は、共存・協働のまちづくり推進条例に基づき、地域住民とのパートナーシップのもと実施します。

(既成市街地の整備)

中心市街地は、民間活力も活用し、環境と防災安全性に優れた、活力と魅力あふれるまちとして整備を進めます。また、中心市街地にふさわしい商業地の形成や、事業者の本社機能、研究・開発機能の集積・拡充などに対応した適正な土地利用を誘導するため、用途地域の見直し等を検討します。

特に、都市拠点となる刈谷駅周辺は、本市の顔としてふさわしく、交通結節点の機能強化や南北の連携強化を図り、人の賑わいや活気が感じられるよう、商業施設、住宅施設及び公益施設などのバランスのとれた都市機能を有する市街地の整備を促進します。さらに、名鉄刈谷市駅周辺では、積極的なまちなか居住の推進により、高度利用による人口集積を図ります。また、地域拠点（鉄道駅周辺など）では、中高層住宅の立地誘導などにより、まちなか居住を推進するため、建物共同化や優良建築物等の整備に対する助成などの支援を行います

密集度の高い市街地においては、地域住民の理解と協力のもと整備計画を作成し、土地区画整理事業や地区計画制度などの活用により、必要な基盤整備を住民とともに進めます。

なお、市街地整備を行う際は、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインを推進します。

（新市街地の整備）

新規に拡大する市街地については、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用し、計画的な都市基盤整備を進めます。特に、新市街地の整備にあたっては、雨水流出に対して適正な調整池を設置し、低地部では浸水しないための基盤高の確保に努めます。また、農業的土地利用、自然的土地利用などとの整合を図り、社会経済情勢を鑑みて計画的に行います。

（市街化区域内の整備）

市街化区域内の未利用地は、宅地化を促進します。また、市街化区域内農地については、農地の規模や立地条件などに応じた適正な土地利用を図ります。

（市街化調整区域内集落の整備）

防災性や生活利便性の向上に資する生活道路や、公園などの居住環境の維持・向上に向けた施設整備を推進します。

3 - 3 - 5 自然環境の保全の方針

近年、地球温暖化などの環境問題、生物多様性の保全、東海・東南海地震や都市型水害などの安全・安心への対応や、市民ニーズの変化による都市としての質の向上、ゆとりある生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び良好な都市景観の形成が必要とされています。

そこで、潤いある都市環境の形成をめざし、誰もがゆとりと潤いを感じられ、自然環境にも配慮した産業振興と、エネルギーの効率的活用を図り、人と環境に優しい都市づくりを進めていきます。また、生態系の保護、自然景観の保全、災害の防止などの観点から重要な自然環境について、「緑の基本計画」等に基づく保全を図ります。

①豊かな自然の保全の方針

<主な方向性>

- ・ 本市は北部地区を中心として、国の天然記念物に指定されている小提西池のカキツバタ群落や、野鳥の飛来地として知られる岩ヶ池、草野池など、本市独自の豊かな自然を有しています。また、亀城公園は本市の歴史と文化に触れあえる市街地内の貴重な緑地であり、市街地の周囲には一団の優良な農地が残されていることから、身近な緑の空間・景観要素となっています。
- ・ 地域固有の歴史が育んだ生物が、それぞれにふさわしい環境で生き続け、健全な生態系が持続するように、生物多様性に配慮した自然環境の維持・保全に努めます。
- ・ 本市の豊かな自然は市民共有の大切な資産であり、今後も積極的に適正な保全に努めます。

(池沼の整備・保全)

ため池は、保水機能、遊水機能に優れた重要な施設であり、農業用利水に配慮しつつ、洪水調整池としての整備を推進します。また、洲原池、岩ヶ池、草野池をはじめとする北部ため池群は、野鳥が数多く飛来する貴重な自然環境であり、その保全に努めます。

(水辺空間の利用)

河川やため池の持つ水と緑、動植物の生息する水辺空間の回復や保全に努め、憩いの場や社会学習の場として活用します。また、河川改修に際しては、多自然川づくりを基本に、植生の復元や生物の生育環境の確保に努め、水辺空間の自然環境を保全します。

(市民との協働による自然保全・保護)

国の天然記念物に指定されているカキツバタ群落は適切に管理し、市民と協力して保護活動に努めます。また、自然観察会や環境講座などを通じ、自然環境の保全について広く市民に啓発を行い、保全活動への参加を促進します。

②自然環境と都市活力の両立

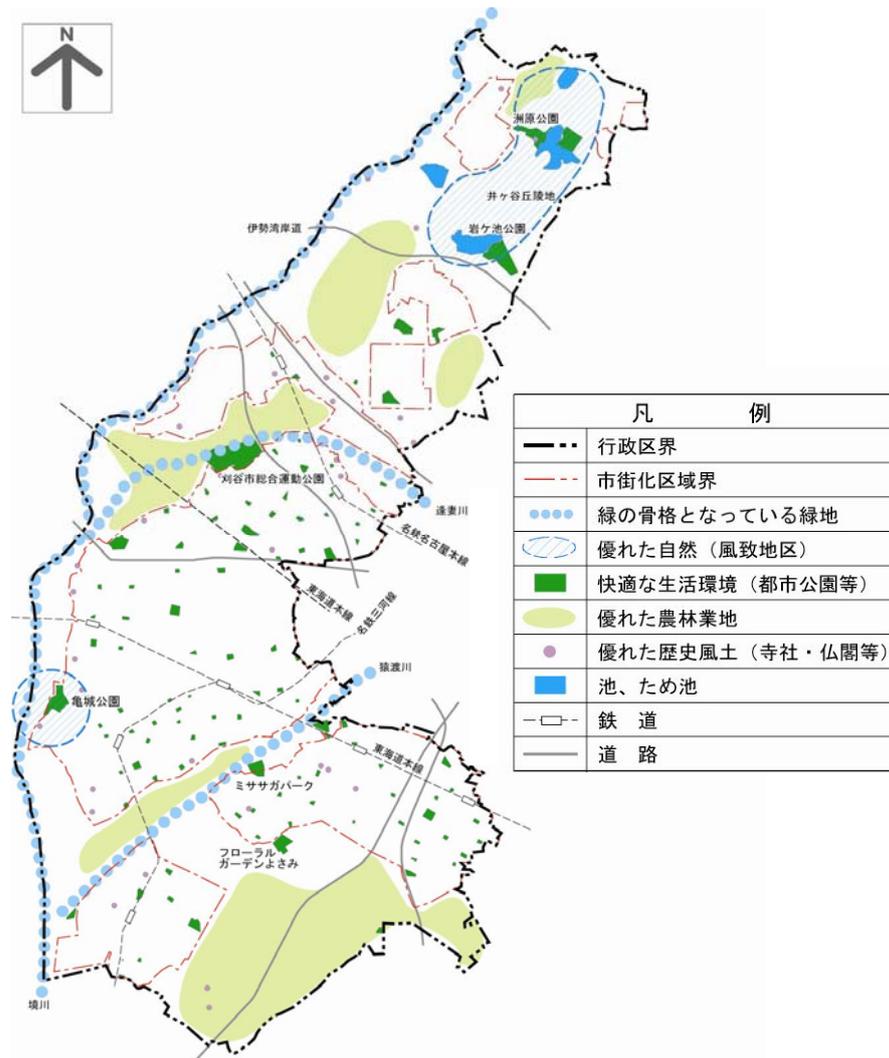
<主な方向性>

- 地球環境に対する関心の高まりや、国の取り組みなどを踏まえ、省エネ機器の導入や未利用エネルギーの活用等を推進する環境施策とともに、市街化区域内の未利用地の利用や都市の拠点となる中心市街地への都市機能の集積を促進します。

(環境負荷の低減)

環境面での負荷の軽減をめざし、物を大切にし、無駄なごみを出さない、ごみを再び資源として活用するなど、ごみの減量化・リサイクル化を促進します。特に、本市は製造業が基幹産業であることから、事業者の協力の下でエネルギー循環への取り組みを推進し、現在の市街地内に点在する小規模な工場などを集約化することで、産業部門からのCO2排出の抑制をめざします。

製造業における資材や製品の輸送は自動車輸送が中心となっていることから、こうした資材などの効率的な輸送や、通勤時間帯における交通渋滞解消は、温室効果ガス排出低減が図られます。したがって、公共交通重視の交通ネットワークの構築を図り、市中心部への自動車交通の流入を抑制するなど、環境負荷の小さい交通体系の構築に向けて、事業者と行政の協力の下で実現化をめざします。



自然環境保全方針図

3 - 3 - 6 都市防災の方針

東海・東南海地震や都市型水害などの安全・安心への対応等、住民の安全を確保するため、延焼や浸水被害の防止、避難路の確保等に配慮した防災性の高い市街地の形成を図ります。

①都市基盤施設の整備方針

<主な方向性>

- ・ 防災に関しては、災害時における市街地や集落の孤立回避に向けたライフライン・道路網の充実や、非常時に自立可能な地域コミュニティの形成、安全で安心な都市形成を図ります。
- ・ 都市基盤施設が不足する密集した市街地では、都市基盤施設の整備や避難路などの確保により、災害に強く安全な市街地の形成を促進します。

(ライフライン、交通施設・道路の整備)

水道・下水道・電気・電話・ガス等のライフラインの構造的な強化を図り、震災・火災時の避難や緊急活動の円滑化等のため、電線共同溝の導入などの電線類の地中化を進めます。また、地元要望を踏まえ、緊急輸送道路や生活道路などの幅員の拡幅など、道路施設の保全整備に努めます。

(防災空間、拠点の整備)

災害時の避難者の安全を確保するため、都市空間および防災拠点となる公園・緑地の整備、農地・林地の保全、避難所に指定されている施設などの防災拠点の整備・拡大を図ります。

「地震対策アクションプラン」に基づき、電線類地中化や道路、橋りょうの安全確保などを計画的に推進し、緊急輸送路や避難路を確保します。

(木造住宅が密集している地域の整備)

木造住宅が密集している地域は、地震などの災害発生時に大規模災害につながる事が予想されるため、建築物の不燃化や生活道路整備により都市環境の改善を図り、建築物の耐火・耐震化等の促進、共同住宅等の防火、水利の確保と防災通路整備の促進などの対策を講じ、建築物自体の災害による事故の発生を防止するものとします。

また、これらの地域では、まちづくりに対して活動の支援を行い、災害に強いまちづくりに向けた市民意識の醸成を促進するとともに、防災安全上問題のある既成市街地で、民間活力の活用により宅地建物の共同化を促進し、防災性に優れた良好な住環境の整備を進めます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修促進計画に基づき、耐震化対策が急務とされる施設等の改修等を進め、防火水槽、消火栓等の消防施設や耐震貯水槽等を適正に配置します。

②防災を支える地域コミュニティの維持やネットワークづくりの方針

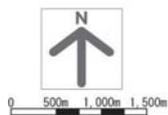
< 主な方向性 >

- ・ 自然災害の発生した場合には、とりわけ市民を中心とした地域におけるコミュニティやネットワークが重要となることから、地域コミュニティの維持や地域のネットワーク構築を図ります。

(地域コミュニティの維持・ネットワーク構築)

防災訓練や自治会活動などを通じて、市民の防災意識の高揚を図りつつ、自然災害発生時における行政と市民、市民同士のネットワークの形成をめざします。

特に、高齢者や障がい者のみならず、子供も含めた全ての人々が快適で安心して生活できるよう、人と環境に優しいまちづくりを進め、良好な都市環境の形成をめざし、建築物、道路、公園、下水道、河川等の施設整備に関しては、高齢者、障がい者などにも配慮した快適で安全な施設とします。



凡 例	
	第一次緊急輸送道路(愛知県指定)
	第二次緊急輸送道路(愛知県指定)
	刈谷市指定緊急輸送道路等
	避難所及び避難場所
	主要な公園
	救急告示医療機関
	市役所、消防署
	鉄道・駅

■避難所及び避難場所

順	施設名
1	愛知教育大学
2	刈谷高等学校
3	刈谷北高等学校
4	刈谷工業高等学校
5	刈谷東高等学校
6	刈谷南中学校
7	刈谷東中学校
8	富士松中学校
9	雁が音中学校
10	依佐美中学校
11	朝日中学校
12	亀城小学校
13	小高原小学校
14	衣浦小学校
15	住吉小学校
16	日高小学校
17	かりがね小学校
18	平成小学校
19	富士松南小学校
20	富士松東小学校
21	富士松北小学校
22	小垣江小学校
23	双葉小学校
24	東刈谷小学校
25	朝日小学校
26	小垣江東小学校
27	中央児童館
28	社会教育センター
29	青葉福祉センター
30	東刈谷市民センター
31	富士松市民センター
32	小垣江市民センター
33	北部市民センター
34	一ツ木福祉センター
35	心身障害者福祉会館
36	産業振興センター
37	南部生涯学習センター
38	愛知県産業技術研究所

■主要な公園

順	施設名
1	刈谷市総合運動公園
2	亀城公園
3	州原公園
4	岩ヶ池公園
5	原崎公園
6	野田公園
7	青山公園
8	狩野公園
9	日高公園
10	小垣江公園
11	猿渡公園
12	山崎公園
13	ついち公園

■救急告示医療機関

順	施設名
1	刈谷豊田総合病院
2	村上外科病院
3	刈谷整形外科
4	榊原医院

■市役所、消防署

順	施設名
1	刈谷市役所
2	刈谷消防署
3	刈谷消防署北分署
4	刈谷消防署南分署

緊急輸送道路及び避難所

3 - 3 - 7 都市景観の方針

魅力ある都市景観の形成による潤いのある快適な都市空間づくりをめざし、本市の持つ様々な景観要素を一体的に結びつけることにより、新たな風景の魅力を創出します。

都市景観の方針

< 主な方向性 >

- ・ 地域の特性や周辺との連続性への配慮、ランドマークとなる建築物や工作物における周辺との調和、自然や歴史などの資源の活用等により、特徴的かつまとまりのある景観形成を図ります。

(まちなみ・景観の充実)

景観法による景観計画を策定し、良好な景観資源の保全や活用と、新たな魅力ある景観づくりを進めます。また、都市景観形成を進めるため、重点地区やモデル地区の設定を検討し、先導的な景観モデル地区として新市街地における地区計画などの活用や、景観条例の制定についても積極的に取り組みます。道路、公園、河川、公共建築物などの都市施設や、公共施設整備にあたっては、地域景観の誘導指針となるような整備を推進します。

風致地区や社寺境内地などの樹林の保全や、緑地の確保を促進し、自然的景観の維持、形成に努め、市街地周辺に広がるまとまりのある農地は、本市の特徴的な景観として活用を図ります。

景観意識の普及、啓発に努め、自主的な取組みを支援することで、安全で快適な住環境整備を促進し、都市生活にうるおいとやすらぎを与えます。また、既成市街地や新たな居住系市街地では、住み心地のよい市街地を形成するため、敷地内の緑被率を高めるための支援を推進します。

3 - 3 - 8 その他都市施設整備の方針

人口動態や市街地動向などの自然的・社会的特性を踏まえつつ、快適で機能的な都市の構築に必要な都市施設整備については、以下のとおりとなります。

(1)河川及び下水道などの整備

河川及び下水道などの整備については、将来的な土地利用の動向や各種都市施設等の整備状況を適切に見据えながら、環境負荷を小さくし、安全で快適な都市づくりを支えるため、自然環境との調和に配慮した整備を推進します。

①河川整備の方針

<主な方向性>

- ・ 流域における急激な市街化は、各々の河川が従来有している治水施設の整備だけでは、治水安全性の向上が困難となっています。そのため、境川・猿渡川流域では、下流域への雨水流出を抑制するため、引き続き総合治水対策を推進します。また、その他の河川流域においても、新たな市街地の開発にあたっては雨水の流出を抑制する調整池の設置など、総合的な治水対策を引き続き推進し、都市の防災性の向上を図ります。
- ・ 河川空間は憩いとレクリエーションの場としても位置づけられ、水と緑の空間を有効に利用できるよう整備を推進します。

(河川の整備)

近年の急激な市街化の進展に伴う市街地の保水能力の低下や、増加する集中豪雨により、浸水被害の危険性が高まっています。また、河川上流部に位置する市町の開発も進み、河川末端部に位置する本市の河川への負荷が増大しています。

そのため、治水対策は「刈谷市雨水総合対策整備計画」に基づき、県・流域関連市町村と連携した二級河川や準用河川など改修の促進、保水機能や遊水機能の維持強化、雨水貯留機能の確保及び下水道整備を進めます。特に、雨水貯留施設の確保については、民間開発での設置を促進します。

また、整備の際は、自然とふれあえる憩いや社会学習の場としての活用、植生の復元や生物の生育環境の確保、水質浄化対策など水辺空間の利用が図れるような整備を促進します。

②下水道整備の方針

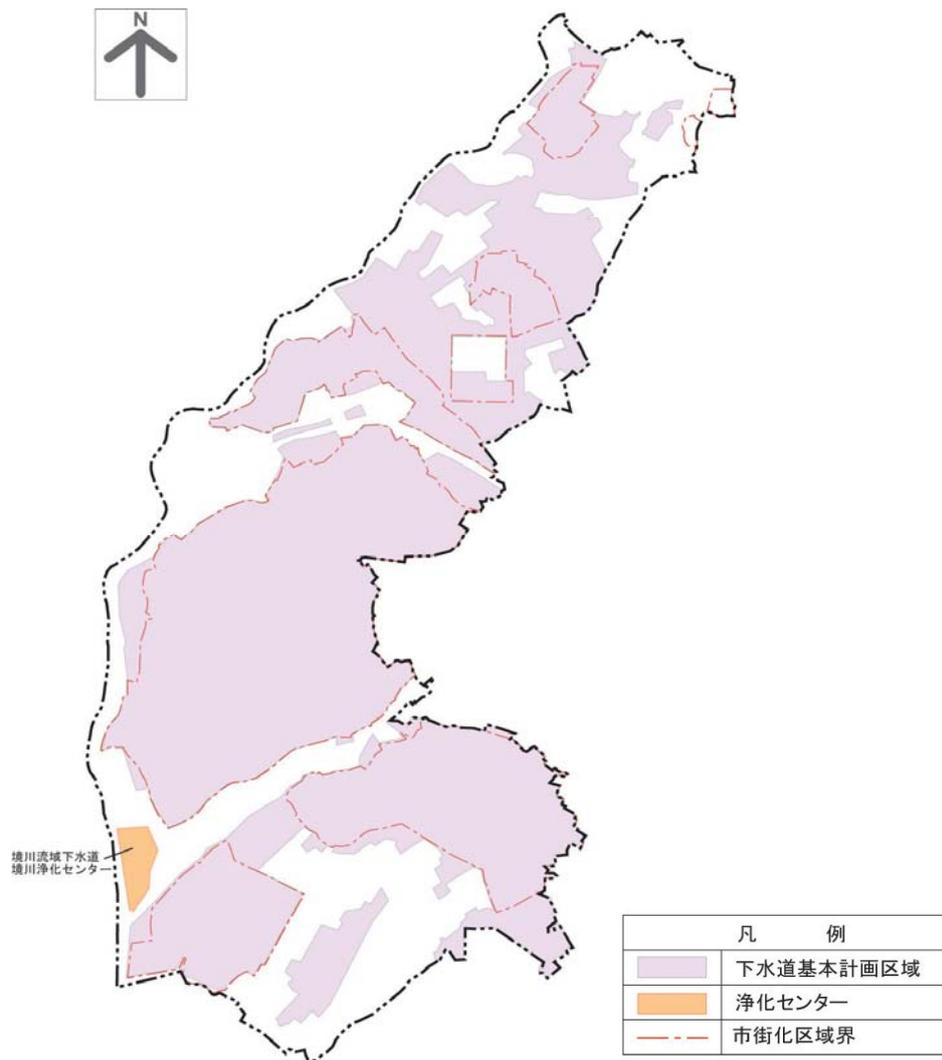
<主な方向性>

- ・ 公共下水道（污水）は、上位計画である「境川流域下水道計画」との関連のもとに整備を推進します。
- ・ 公共下水道については、「刈谷市公共下水道基本計画」に基づき、整備を進めます。
- ・ 雨水排水については、市街地の一部の地区で浸水被害が発生しており、早期整備を図ります。

（下水道の整備）

市街化区域及び市街化調整区域の既存集落を中心に、公共下水道（污水）の整備を推進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。また、合流区域については、雨天時における未処理水の放流を減少させる措置を講じます。

既成市街地の浸水を防ぐため、公共下水道雨水幹線の整備などに努め、排水機能の向上を図ります。また、下水道施設の老朽化に対して、布設替や管更生工事などを行うことにより、下水道の機能低下、道路陥没による事故等を未然に防止し、施設の長寿命化を図るとともに、震災時に下水道の機能を維持できるよう、施設の耐震化を推進します。



公共下水道計画図（污水）

(2) 文教施設などの整備

少子化及び高齢化の進展や様々な市民のニーズの変化に対応するため、文教施設についての整備を進めます。

(学校教育施設)

学校施設の多くは有事の際の避難場所として想定されることから、学校施設の老朽化などに対しては、その安全性と快適性を確保するため、校舎などの改築、改修を計画的に実施し、児童生徒、地域住民が安心して活用できる学校施設の整備を進めます。

(生涯学習施設)

市民の誰もが自由に参加し、楽しく学べる機会と場の充実を図るため、生涯学習推進の核となる生涯学習センターを中心とした活動を推進し、生涯学習施設を安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行い、施設改修の際には、ユニバーサルデザインに配慮します。

(3) その他の施設の整備

(火葬場・墓地)

周辺環境との調和と環境保全上の対策を考慮した斎園の施設整備を進めます。また、墓地については、需要及び供給の状況把握に努め、周辺環境に配慮した市民墓園の整備を図ります。

(ごみ処理場)

周辺環境に充分配慮して焼却施設の更新などを行います。

(水道施設)

水源浄水場の浄水、送水及び配水、また、各配水場の配水施設が更新時期を迎え、市内全域に布設された管路施設の老朽化が進行していくことから、計画的・継続的な更新を進めます。

3 - 3 - 9 市民参加・協働の方針

少子化及び高齢化の進展に伴う家族のあり方が変容する中で、地域のつながりが薄れ、暮らしの困りごとを家族や隣近所で担いきれなくなっています。また、個別化・複雑化する市民のニーズに対しては、地域で支え合い、市民が主役となり「自分たちが必要なことを自分たちでつくっていく」、「自分たちのまちは、自分たちでよくしていく」ことで、地域特性を活かした、より質の高いまちづくりを行うことが可能となります。

市民参加・協働の方針

< 主な方向性 >

- ・ 様々な人や組織がよいまちにしようという目標を共有し、市民の提案や事業推進を支援します。
- ・ まちづくりを担う様々な主体と行政が協力して、市民生活を市民自身で守り合い、支えあうことができる共存・協働のまちづくりを推進します。

(市民の参加と協働)

まちづくりには、市民、NPO、ボランティア団体、事業者、行政などが、それぞれの立場・役割で複雑に関わります。めざすべき将来像の実現に向けては、重点的に進めるべき施策を明らかにし、地元主体のまちづくりを促進することで、計画的・効率的な事業の具体化をめざします。

まちづくりを円滑に進めていくためには、様々な主体が組織的に活動することが重要となることから、まちづくりの情報提供や市民、事業者などの主体的なまちづくり活動への支援など、地元からの提案によるまちづくりの促進に努めます。

(共存・協働のまちづくり)

市民がまちの課題を自分ごとと捉え、参加し、交流し、育ち合う循環づくりに努め、まちづくり活動への多様な市民参加を促進します。特に、施策立案や事業計画に際して、対話やワークショップの手法を活用し、市民が参加する機会を充実します。

市民ボランティア活動支援センターを中心に、知恵や人材を共有、活用し、コーディネート機能を充実します。また、まちづくりを担う各主体において、参加、対話、育ち合いをコーディネートできる人材を育成し、コーディネーターが活躍できる機会を充実し、課題解決に役立つ情報、共感や参加につながる情報などを蓄積し、必要な情報が必要な人へ伝わる仕組みづくりに努めます。

第4章 地域別構想

4-1 地域別構想の基本的事項

市全体の都市づくりの方針である「全体構想」を基本として、地域の特性や課題を踏まえた地域の将来都市像を定め、地域住民と行政が協働で地域づくりを進めるための方針となります。

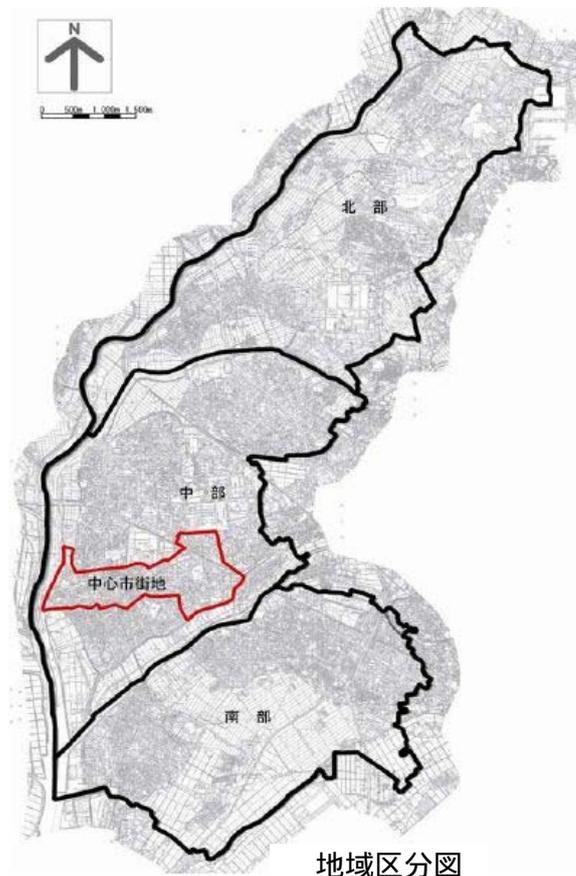
4-1-1 地域区分の設定

地域区分の設定は、地域の特性に合ったまちづくりを進める区域となるよう地理的状況、市街地の状況及び日常生活圏の交流を把握し設定します。

- 地理的状況は、東西に流れる逢妻川と猿渡川によって、北部、中部、南部の3つの地域に分断されている。
- 市街地の状況は、自然が豊かな北部（逢妻川以北区域）都市的な市街地の中心となる中部（逢妻川と猿渡川に挟まれた区域）鉄道駅を中心として積極的な開発が進められている南部（猿渡川以南区域）というように、各地域で特性を持った地域が形成されている。
- 日常生活圏の交流の範囲は、小学校区を基本単位とし、ある程度まとまりのあるものとする。



- 市域を北部、中部、南部の3区分に設定する
- 集約型都市構造への変換を目指す本市においては、中心市街地における位置づけが重要と考えられることから、中心市街地についても位置づけを行う



4-2 地域別まちづくり方針

4-2-1 北部地域

①地域の概況

ア) 面積・人口

	市街化区域	地域全体
面積 (ha)	417	1,767
人口 (人)	18,849	28,472
人口密度 (人/ha)	45.2	16.1

イ) 地域の現況と課題

- ・ 既成市街地や集落地で、生活道路が狭いという、住宅が密集しているため、生活道路などの都市基盤整備が必要な地区があります。
- ・ 平成 12 年の東海豪雨では逢妻川右岸で浸水被害が発生している地区があります。
- ・ 一里山地区の国道 1 号の北側は土地利用が混在しています。
- ・ 地域の北部は鉄道が近くを通っていないため、公共交通の利便性を上げることが必要な地域となっています。
- ・ 井ヶ谷丘陵地は本市唯一のまとまった樹林地であり、一帯が風致地区に指定されています。
- ・ 小堤西池には国の天然記念物であるカキツバタ群落があり、後背の樹林地を含め自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 北部ため池群は良好な水辺空間を有する本市の特徴的な自然環境要素で、岩ヶ池や草野池は野鳥の飛来地として知られており、保全の必要があります。
- ・ 丘陵の畑地、市街地周辺部や境川、逢妻川沿いに広がる水田地帯は、良好な緑地空間を創出しています。

ウ) まちづくりのキーワード

地域別懇談会から出されたまちづくりのキーワード。

緑との調和の取れたまち、 保全すべき自然、 水辺空間（水・池）

②地域の将来イメージ

『水辺空間や緑豊かな自然環境と、住・工・農が調和した誰もが安心して暮らせるまち』

河川、樹林地、ため池群等の水辺空間や緑豊かな自然環境と、生活基盤整備による安全・安心な居住環境、地域南部の工業環境、米・野菜・果物等を生産する農業環境が調和した誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。

③地域特性から求められるまちづくりの方針

既成市街地の住環境の改善

- 住宅が密集し、道路が狭あいだで線形の悪い既成市街地の防災性向上と住環境の改善に向け、住民とともに必要な基盤整備や地区計画等の活用を検討
- 浸水対策として、河川改修の推進や貯留施設の拡充
- 公共下水道整備による生活環境の改善、浸水防除

拡大市街地の計画的整備

- 大規模工場に隣接した一里山町地区内に、計画的に工業系新市街地を形成

水と緑豊かな自然環境の保全・活用

- 小堤西池や境川・逢妻川等の河川、ため池群、樹林地等、水と緑豊かな自然環境の保全と積極的な活用

地域拠点の形成

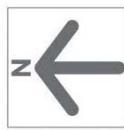
- 名鉄富士松駅周辺や愛知教育大学入口バス停周辺における地域拠点の形成（生活利便性の向上や居住機能の充実など）

④具体的な整備方針

項 目	方 針
土地利用	<p><u>自然的土地利用と都市的土地利用の調和</u> 市街化区域内の未利用地の有効利用（住宅地の確保など）</p>
基盤整備	<p>名古屋岡崎線、豊田刈谷線等の幹線道路の整備 南北を連絡する道路整備 既成市街地における必要な基盤整備や地区計画等の活用による住環境の向上 総合運動公園の拡充、機能強化 拡大市街地の計画的な市街地整備（工業用地：一里山町） <u>公共下水道の整備</u></p>
生活環境	<p><u>既成市街地及び拡大市街地における都市公園等の整備</u> 境川、逢妻川などの緑・自然の保全・活用 <u>住宅地や大規模工場などの緑化による緑の確保</u> 名鉄富士松駅周辺における商業機能の配置、生活利便性の向上による地域拠点の形成 境川、逢妻川の整備規模拡充や雨水貯留浸透施設の整備などの治水対策</p>
そ の 他	<p>井ヶ谷丘陵地、岩ヶ池、小堤西池をはじめとする北部ため池群の自然環境の保全、環境学習等の場としての活用 岩ヶ池公園のレクリエーション機能の充実 <u>市街地周辺に広がる優良農地の保全・農業生産機能の強化</u> 不燃物処理場跡地の整備 愛知教育大学、北部生涯学習センターを中心とした文化・教育拠点としての活用 <u>中心市街地と連絡する公共交通網の強化（コミュニティバスの充実）</u> <u>河川、農地等の自然環境の保全</u></p>

_____：地域全体に関する内容

凡 例		
低層住宅地		都市拠点
中高層住宅地		地域拠点
一般住宅地		文化・教育拠点
住居系複合地		スホー・レクリエーション拠点
商業地		鉄道・駅
商業系複合地		高速道路
沿道複合地		主要幹線道路
工業地		都市幹線道路
集落地		地区幹線道路
レクリエーション地区		その他主要道路
農業地区		住区基幹公園
自然保全地区		住区基幹公園(計画)
市街化区域編入検討区域		緑のみち
主要河川		遊樂所及び遊樂場
河川軸		救急告示医療機関



○南北を連絡する道路整備

○名古屋岡崎線の整備

○既成市街地における環境の改善

○境川の緑・自然の保全・活用
○境川の整備規模拡充などの治水対策

○地域拠点の形成

○市街化区域内の未利用地の有効利用

○既成市街地における環境の改善

○不燃物処理場跡地の整備

○逢妻川の緑・自然の保全・活用

○総合運動公園の拡充、機能強化

○井ヶ谷丘陵地などの自然環境の保全、活用

○三好番掛線

○岡崎豊明線

○愛知教育大学、北部生涯学習センターを中心とした文化・教育拠点としての活用

○岩ヶ池公園のレクリエーション機能の充実

○伊勢湾岸道路

○豊田刈谷線の整備

○拡大市街地の計画的な市街地整備

○逢妻川の整備規模拡充などの治水対策

○国道1号線

○各農道路

○境川

○JR東海道新幹線

○各農道路

○各農道路

○各農道路

地域全体に係る方向性	
土地利用	● 自然的土地利用と都市的土 地利用の調和
基盤整備	● 公共下水道の整備による公 共水域の水質改善、浸水対 策
生活環境	● 既成市街地及び拡大市街地 における都市公園等の整備 ● 住宅地や大規模工場などの 緑化による緑の確保
その他	● 市街地周辺に広がる優良農 地の保全・農業生産機能の 強化 ● 中心市街地と連絡する公共 交通網の強化(コミュニティ イバスの充実) ● 河川、農地などの自然環境 の保全

北部地域 まちづくり方針図

4 - 2 - 2 中部地域

①地域の概況

ア)面積・人口

	市街化区域	地域全体
面積 (ha)	1,229	1,782
人口 (人)	64,734	67,290
人口密度 (人/ha)	52.3	37.8

イ)地域の現況と課題

- ・ 既成市街地や集落地で、生活道路が狭いという、老朽化した木造住宅が密集している地区があります。
- ・ 宅地化農地と生産緑地が混在している地区では、道路や公園などの都市基盤整備による良好な市街地の形成が必要となっています。
- ・ 住工の土地利用が混在している地区があります。
- ・ 東陽町、寺横町、新栄町、寿町などで、利用されている容積率が150%未満となっており、さらなる土地の有効・高度利用を図る必要があります。
- ・ 刈谷駅・刈谷市駅以外の鉄道駅周辺では、地域の生活拠点として、生活利便施設の集積を要する地区があります。
- ・ 亀城公園は本市の歴史・文化のシンボルであり、その周辺には文化財や古い街並みなど本市の歴史的資源が多く残されています。
- ・ 中心市街地に隣接する大規模工場は本市の重要な産業となっています。

ウ)まちづくりのキーワード

地域別懇談会から出されたまちづくりのキーワード。

賑わいのあるまち 車優先のまちから歩けるまちへ 工場のみち 歴史・文化

②地域の将来イメージ

『多様で高度な都市機能が集積した、人や情報が交流する賑わいのあるまち』

商業・工業・歴史文化等の都市機能が集積し、生活基盤が整った良好な住環境と生活利便性の高い都市環境の中で、人や情報が集まり・交流する賑わいあるまちづくりをめざします。

③地域特性から求められるまちづくりの方針

都市の拠点・機能の強化

- 都市拠点（刈谷駅から名鉄刈谷市駅の中心市街地）における、土地の有効・高度利用による、商業・業務・公共サービス・文化等の都市機能が集積する市街地形成
- 中心市街地に隣接する大規模工場をはじめとした工業地において、操業環境と周辺の居住環境との共存・共生

既成市街地の住環境の改善

- 住宅が密集し、道路が狭いので線形の悪い既成市街の防災性向上と住環境の改善に向け、住民とともに必要な基盤整備や地区計画等の活用を検討
- 宅地化農地や生産緑地が混在している地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備の推進
- 河川改修による浸水対策の推進
- 公共下水道整備による生活環境の改善、浸水防除

土地利用転換による居住機能の強化

- 土地の有効・高度利用によりまちなか居住を推進
- 市街地内に点在する未利用地の活用や住工混在地区における土地利用の純化・調和による、良好な居住機能の創出

歴史・レクリエーション機能の活用

- 本市の歴史・文化のシンボルである亀城公園周辺の歴史的建造物や史跡などの保全・活用
- 総合運動公園の逢妻川緑地との一体的な整備と、亀城公園などとの市民のスポーツ・レクリエーション機能の充実

地域拠点の形成

- 名鉄一ツ木駅周辺や逢妻駅周辺における地域拠点の形成（生活利便性の向上や居住機能の充実など）

④具体的な整備方針

項 目	方 針
土地利用	<p>刈谷駅から名鉄刈谷市駅周辺を中心市街地における土地の有効・高度利用（商業・居住機能の強化）</p> <p>市街化区域内の未利用地の有効利用（住宅地の確保など）</p> <p>住工混在地区における土地利用の純化・調和</p> <p>国道 155 号沿道の計画的な土地利用の推進</p>
基盤整備	<p>元刈谷重原線、上重原野田線等の幹線道路の整備</p> <p>南北を連絡する道路整備</p> <p>既成市街地における必要な基盤整備や地区計画等の活用による住環境の向上</p> <p>総合運動公園の拡充、機能強化</p> <p>桜の名所である亀城公園の城址公園的な再整備と拡充、機能強化</p> <p>重原本町地区の土地区画整理事業による基盤整備の推進</p> <p><u>公共下水道の整備、老朽管の布設替えや管更生工事などによる長寿命化</u></p>
生活環境	<p>既成市街地における都市公園などの整備</p> <p>境川、逢妻川などの緑・自然の保全・活用（サイクリングロードや桜堤の整備など）</p> <p><u>住宅地や大規模工場などの緑化による緑の確保</u></p> <p>中心市街地（特に刈谷駅周辺）における都市機能の集積・強化</p> <p>名鉄一ツ木駅、逢妻駅周辺における商業機能の配置、生活利便性の向上による地域拠点の形成</p> <p>中心市街地の活性化</p> <p>境川、逢妻川、猿渡川の整備規模の拡充や雨水貯留浸透施設の整備などの治水対策</p>
そ の 他	<p>亀城公園一帯における歴史・文化等の保全、景観の創出</p> <p><u>河川、農地等の自然環境の保全</u></p> <p>刈谷駅南側における文化・教育拠点の活用、機能の充実</p>

_____：地域全体に関する内容

4 - 2 - 3 南部地域

①地域の概況

ア) 面積・人口

	市街化区域	地域全体
面積 (ha)	697	1,496
人口 (人)	41,921	46,372
人口密度 (人/ha)	60.9	31.0

イ) 地域の現況と課題

- ・ 既成市街地や集落地で、生活道路が狭いといううえ、住宅が密集しているため、生活道路などの都市基盤整備が必要な地区があります。
- ・ 住宅地の中に未利用地が存在し、住工が混在した土地利用となっている地区があります
- ・ 鉄道駅周辺では、地域の生活拠点として、生活利便施設の集積を要する地区があります。
- ・ 市街地周辺部には良好な田園風景が広がっています。
- ・ 依佐美送信所記念館及びフローラルガーデンよさみが整備されています。

ウ) まちづくりのキーワード

地域別懇談会から出されたまちづくりのキーワード。

生活に便利 緑・水とうるおい(ほたるの飛ぶまち) 田園風景
 交通利便性を生かしたまち 歴史・文化

②地域の将来イメージ

『交通の利便性をいかし、産業機能と田園風景に囲まれた、

水と緑あふれる住環境が調和したゆとりとうるおいのあるまち』

名豊道路、衣浦豊田線などの交通利便性をいかした計画的な産業集積を進めるとともに、田園風景に囲まれ、生活利便施設が充実し、良好な住環境が整ったゆとりとうるおいのあるまちづくりをめざします。

③地域特性から求められるまちづくりの方針

既成市街地の住環境の改善

- 住宅が密集し、道路が狭あいで線形の悪い既成市街地の防災性向上と住環境の改善に向け、住民とともに必要な基盤整備や地区計画等の活用を検討
- 河川改修による浸水対策の推進
- 公共下水道整備による生活環境の改善、浸水防除

拡大市街地の計画的整備

- 小垣江町の北部地区や依佐美地区の基盤整備などによる計画的な住居系及び工業系新市街地の形成

交通の利便性をいかした生活環境の向上

- 岡崎刈谷線沿線などに地域生活に必要な商業・業務機能を集積

豊かな自然環境と歴史・文化資源の保全・活用

- 地域南部に広がる良好な水田地帯の都市的土地利用と整合のとれた計画的な保全
- 野田八幡宮や依佐美送信所記念館などの歴史・文化資源などの保全・活用

地域拠点の形成

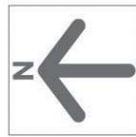
- 名鉄小垣江駅周辺、東刈谷駅周辺、野田新町駅周辺における地域拠点の形成（生活利便性の向上や居住機能の充実など）

④具体的な整備方針

項 目	方 針
土地利用	<p>農業的土地利用と都市的土地利用の調和 <u>市街化区域内の未利用地の有効利用（住宅地の確保など）</u> 岡崎刈谷線沿道の計画的な土地利用の推進 衣浦豊田線沿線への産業集積の誘導</p>
基盤整備	<p>衣浦豊田線の多車線化の促進 中手新池線、名古屋碧南線、上重原野田線などの幹線道路の整備 既成市街地における必要な基盤整備や地区計画等の活用による住環境の向上 拡大市街地の計画的な市街地整備（工業用地：野田町、半城土町、小垣江町等、住宅用地：半城土町、小垣江町等） <u>公共下水道の整備</u></p>
生活環境	<p>既成市街地及び拡大市街地における都市公園などの整備 猿渡川の緑・自然の保全・活用 名鉄小垣江駅、野田新町駅、東刈谷駅周辺における商業機能の配置、生活利便性の向上による地域拠点の形成</p>
その他	<p><u>河川、農地等の自然環境の改善</u> <u>地域の南側に広がる優良農地の保全・農業生産機能の強化</u></p>

_____：地域全体に関する内容

凡 例	
	低層住宅地
	中高層住宅地
	一般住宅地
	住居系複合地
	商業地
	商業系複合地
	沿道複合地
	住工混在
	工業地
	集落
	レクリエーション地区
	農業地区
	自然保全地区
	市街化区域編入検討区域
	主要河川
	河川軸
	都市拠点
	地域拠点
	文化・教育拠点
	スポーツ・レクリエーション拠点
	鉄道・駅
	高速道路
	主要幹線道路
	都市幹線道路
	地区幹線道路
	その他主要道路
	住区基幹公園
	住区基幹公園(計画)
	緑のみち
	緑のみち
	避難所及び避難場所
	緊急告示医療機関



南部地域 まちづくり方針図

地域全体に係る方向性	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 農業的土地利用と都市的土 地利用の調和 市街化区域内の未利用地の有効利用（住宅地の確保など）
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備による公共水域の水質改善、浸水対策
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地及びび拡大市街地における都市公園等の整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川、農地などの自然環境の保全 地域の南側に広がる優良農地の保全・農業生産機能の強化

4-2-4 中心市街地地区

中心市街地地区は、重点的なまちづくりを推進する地区であり、土地の有効・高度利用を図ります。

活力と魅力ある中心市街地の創出

民間活力も活用した市街地再開発等による都市基盤の再生・整備（道路・駐車場等）と景観にも配慮した快適な都市空間の形成、商店街の活性化や銀座センター跡地利用など既存ストックの最大限の活用を図り、土地の有効・高度利用を誘導することで、活力と魅力ある中心市街地の創出をめざします。

既成市街地の住環境の改善

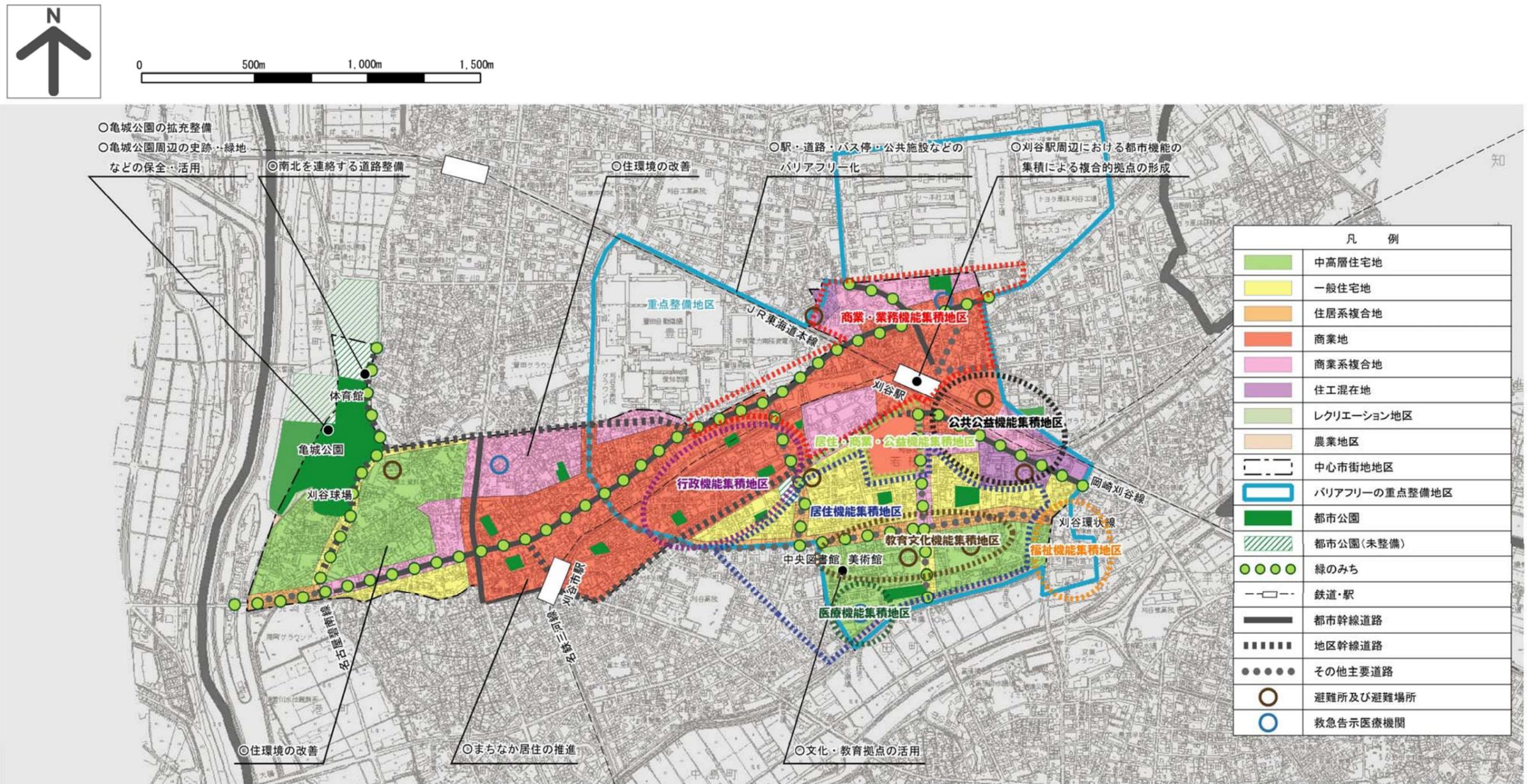
亀城公園周辺や名鉄刈谷市駅の北側など、住宅が密集し、狭い線形の悪い道路が存在する既成市街地は、防災性の向上や住環境の改善に向けた生活道路の整備などを進め、安全で住みやすいまちづくりに努めます。とりわけ、名鉄刈谷市駅の周辺は、積極的なまちなか居住の促進のため、土地の有効・高度利用を図ります。

刈谷駅周辺の都市機能の充実

刈谷駅周辺は、駅を中心として、商業業務、居住、教育文化、行政、公共公益等の機能をバランス良く配置し、複合的な都市機能が集積した、本市の顔づくりを進めます。

亀城公園周辺の保全・活用

本市の歴史をしのばせる亀城公園周辺においては、史跡や歴史的建造物、緑地の保全に努めつつ、まちづくりへの活用を図ります。また、体育館や刈谷球場等はスポーツを通じた交流や健康増進の拠点として位置づけ、環境整備を進めます。



用語解説

【あ】行	
ITS	Intelligent Transport Systems の略で、高度道路交通システムのこと。最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。
NPO	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
温室効果ガス	地上から放出された熱を吸収して、地球の気温上昇の原因となるガスのこと。
【か】行	
合併処理浄化槽	し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。
既存（の）ストック	既に整備済みの都市施設（道路、公園等）など。
基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、市民の生活や産業活動を支える施設を整えること。
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。
協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路。
洪水調整池	開発事業等に伴う下流河川（水路）の洪水時の越水を防止するため、雨水を一時的に、貯留するための施設。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。駅前広場やバスターミナルなど。
高度利用	階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。
交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人、交通事故の被害に遭いやすい人。
交通需要マネジメント（TDM）	Transportation Demand Management。車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩和する手法の体系。円滑な交通流動の実現により、環境の改善、地域の活性化も図られる。
コーディネート（機能）	2者あるいはそれ以上の個人または機関、施設、団体の間に対等な関係をつくり、各々が最大限にその特性を発揮できるよう、調整・調和を図る（機能）。
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。
コミュニティバス	市町等の自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。刈谷市公共施設連絡バスが該当。
【さ】行	
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域。
水源かん養	雨水等を地中に時間をかけて蓄積し、安定した水量を河川に供給する機能。
循環型社会	製品などが廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境へ

	の負荷ができる限り低減される社会。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所。
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。
生活機能	生活活動を維持する機能。
生産緑地地区	市街化区域内の500㎡以上の農地（や公園など）で行政から生産緑地の指定を受けたもの。
製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計。
総合交通体系	道路や公共交通を利用する人の利便を向上させ、移動費用や環境負荷を抑制し、移動の効率化を図るため複数の交通手段を適正に組み合わせて行う移動手段のこと。
総合治水対策	急激な都市化に伴う雨水流出量の増大などに対して、治水上の安全を確保するため、治水施設の整備だけでなく、流域の開発計画や土地利用計画との有機的な連携・調整を視野に入れた総合的な治水対策のこと。
ゾーニング	対象地域をいくつかのまとまりに分割すること。
【た】行	
地区計画制度	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
超高齢社会	65歳以上の方が総人口に占める割合のことを高齢化率といい、この高齢化率が21%を超える社会のこと。
DID地区	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる統計地域。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。
都市近郊型農業	都市に近接する地域の農業。大都市圏等の消費地に近いため、新鮮な野菜や花・庭木等の栽培に適している農業。
都市計画道路	都市計画法に基づき計画された道路をいう。
都市計画の提案制度	住民やまちづくり活動を行っているNPO 法人もしくは公益法人、又は都市再生特別措置法の施行による都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を行おうとする者は、都市計画の決定又は変更の提案が出来る制度。
都市公園	都市公園法に基づく、公園又は緑地をいう。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業である。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。
都市緑地	主に都市の自然環境の保全、都市の景観の向上を図るために設けられている。
【な】行	
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて都道府県知事が定める、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。
農地転用	田畑などの農地を宅地などの農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。

【は】行	
パークアンドライド	都市部の交通混雑や環境負荷の緩和を図るため、自動車を郊外の駐車場に止めて、鉄道やバスに乗り継いで都心に入る方法。
ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対し、ソフトとは、人、システム、制度など主に運用に関するもの。
バリアフリー	段差や仕切りをなくす等高齢者や障がい者が日常生活をおくる上で不便なしょうがいとなっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人々が安心して暮らせる環境をつくること。
ヒートアイランド現象	郊外に比べて都市部が高温になり、夜になっても気温が下がらない現象。
風致地区	都市の風致を維持するために、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域などを都市計画法によって定めた地区。
保水機能	農地や森林土壌が、流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能。
【ま】行	
モビリティ・マネジメント（MM）	Mobility Management。一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する）に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。
【や】行	
遊水機能（池）	河川沿いの田畑などにおいて、雨水または河川の水が流入し一時的に貯留する機能。（池）
ユニバーサルデザイン	できる限り、すべての人が使いやすい製品・環境をデザインすること。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計12種類がある。
【ら】行	
ランドマーク	国、地域を象徴するシンボリックなモニュメント及び、広い地域の中での特徴的な自然、建物、事象など。
緑被率	任意の地域や地区における緑被地（樹木・芝・草花などで覆われた土地の部分）の占める割合。地域の緑化や環境計画の策定を図る上で、重要な指標である。

本案で記載されている図面の市街化区域や都市計画道路の名称等は公表時点の表示をしていますので、現在の区域や名称等と異なります。